

2013

金沢市地域福祉計画

－みんなで支え合う地域社会をめざして－



金 沢 市

はじめに

わたしたちのまち金沢には、公私協働・善隣思想に基づく「地域における連帯」や「豊かな福祉の土壌」があります。本市のまちづくりは、先人たちによって培われてきた豊かな地域社会という土台の上に成り立っていることをわたしたちは忘れてはなりません。

しかし、本市においても、価値観の多様化、単身世帯や核家族の増加などにより、以前と比較して、人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティの弱まりを危惧する声も聞かれます。

今一度、地域社会は、市民一人ひとりにとって日常的な生活やコミュニケーションの場であるとともに、いきがいや安らぎが得られる重要な場であり、行政においては公的サービスの提供を通して市民生活を支える場であることを認識する必要があります。

また、超高齢社会・人口減少社会という、かつて経験したことがない時代を迎え、将来にわたって持続可能な社会保障制度をどのように構築するかが国民的な議論となっているところですが、「共助・連帯を基礎として国民一人一人の自立を支援する」という考え方が国の社会保障改革の中で提示されています。

このような状況をふまえ、様々な地域課題や生活ニーズに対応し、地域における支え合いを一層推進するために「金沢市地域福祉計画2013」を策定いたしました。

この計画をもとに、「市民みんなで支え合い、誰もが安心して自己実現できる地域社会」の実現を目指し、市民一人ひとりが地域で暮らせる幸せを実感できるよう、地域福祉を積極的に推進してまいりますので、市民の皆様には一層のご理解とご協力、そして積極的に参画いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりご尽力いただきました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、地区別意見交換会などで貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2013年（平成25年）3月

金沢市長 山野之義

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 策定方法	4
第2章 地域を取り巻く現状	6
1 少子高齢化の進行	6
2 支援を必要とする人の増加	8
3 地域福祉に関する国の動向	10
4 金沢の地域福祉を支える地域社会資源の状況	11
5 地域福祉推進に関する関係機関	14
6 地区別アンケート・地区別意見交換会から見えてきた地域課題	15
7 民生委員活動実態調査から見えてきた課題	16
8 計画策定の留意点	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 地域福祉とは	19
2 金沢の地域福祉の基本理念	24
第4章 計画の目標と施策の展開	26
1 計画が目指す地域福祉の姿	26
2 計画の体系	27
3 重点目標「新たな共助の構築」	28
4 基本目標	32
5 基本施策の展開	33
第5章 計画の推進体制	45
資料編	46
1 地区別意見交換会の概要	46
2 地域福祉活動に関するアンケートの概要	47
3 平成24年度民生委員児童委員活動実態調査結果の概要	56
4 金沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱	60
5 金沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿	61

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

金沢には、先人が築いてきた善隣思想や公私協働の精神がありますが、個人の価値観や生活様式の多様化などによって、近年、地域における連帯感や人と人とのつながりが年々弱くなってきているとの指摘もあります。

一方、少子・高齢社会の急速な進行、単身世帯の増加や核家族化による家族の扶養機能の低下など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者や障害のある人、子育て世帯をはじめとする市民が抱える生活課題も複雑多様化し、加えて、高齢者や生活困窮者などの孤立死、子供、高齢者、障害のある人などへの虐待、周囲からの支援を拒む人への対応、認知症高齢者や障害のある人などの権利擁護環境の整備等、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。

さらに、近年多発している自然災害を受けて、地域の絆やコミュニティの必要性があらためて強く認識されるようになっていきます。

このような中、地域における様々な課題に対応し、すべての市民が良好な生活環境の中でいきいきと充実感を持って暮らすことができる地域社会を構築していくためには、金沢ならではの地域コミュニティの良さを活かしながら、企業や学生のボランティア、NPOなどの多様な担い手との連携・協力による新たな支え合いが求められています。

これまでに策定した「金沢市地域福祉計画2003」、「金沢市地域福祉計画2008」は、地域住民を主体とした地域コミュニティの活性化を基本とする計画でしたが、「金沢市地域福祉計画2013」は、地域に関わるすべての人々と行政が一体となって総合的に地域福祉を推進するための基本方針として策定し、市民が安心して生活できる、心かよう豊かな地域社会の創造を目指します。

2 計画期間

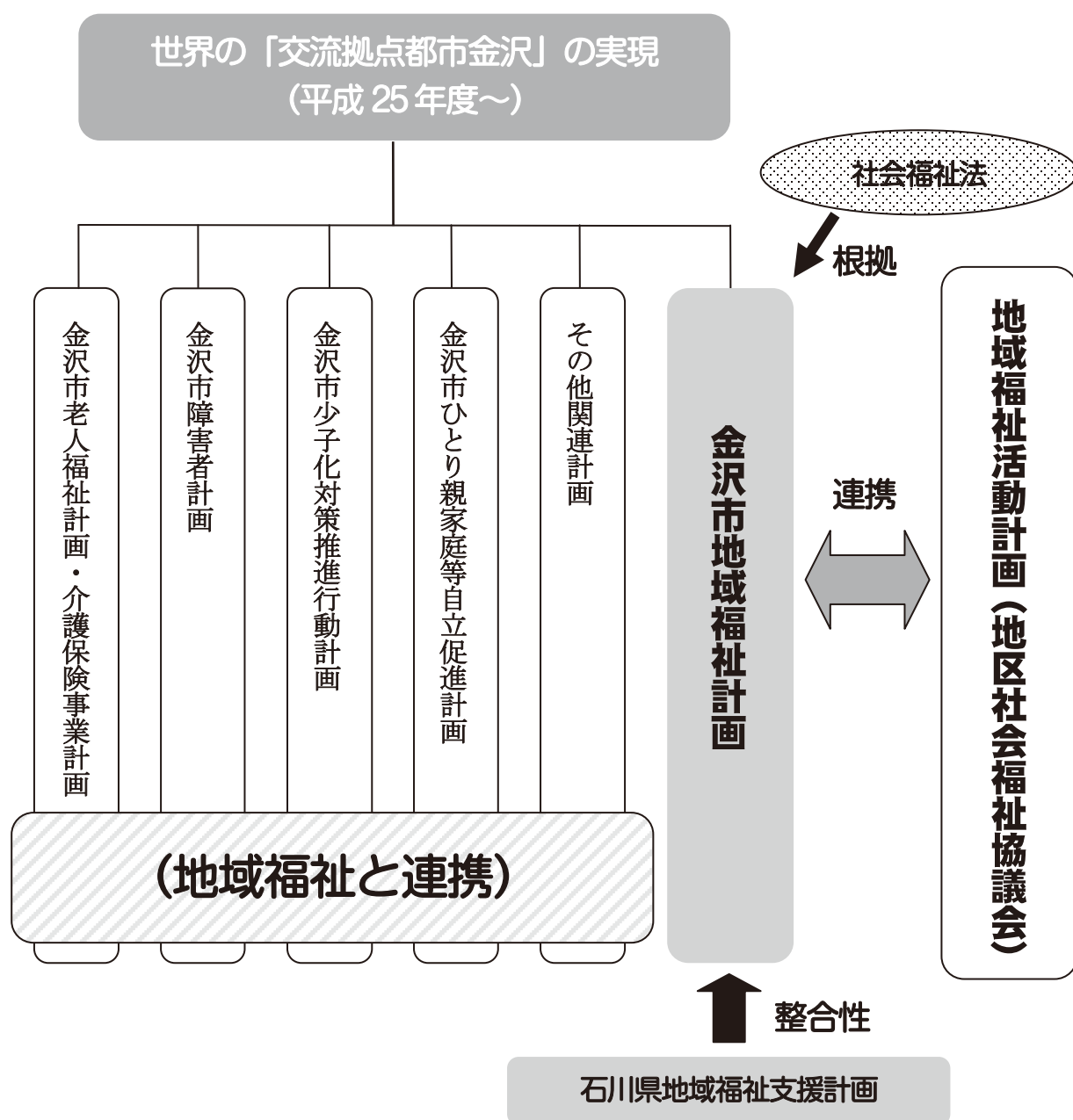
本計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

また、国の動向、社会経済情勢などの状況の変化に対しては、必要に応じて計画期間の見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画で、本市の新たな都市像である「世界の『交流拠点都市金沢』の実現」に基づき、策定したものです。

また、本計画は、本市を含む広域的な計画である「石川県地域福祉支援計画」との整合性を図るとともに、福祉関連計画における地域福祉に関する分野の基礎となるものとして位置づけられ、さらに地区社会福祉協議会を中心に策定する「地域福祉活動計画（地区別計画）」を推進・補完する総合的な計画の意味を併せ持っています。



社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4 策定方法

(1) 金沢市地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会を設置しました。

委員は15名で、金沢市社会福祉審議会委員、福祉団体の方、市民団体の方、学生関係者、企業関係者、学識経験者及び公募により選ばれた市民（2人）に就任していただきました。

策定委員会は、平成24年度中に4回開催され、活発な議論をいただきました。

(2) 金沢市社会福祉審議会

金沢市社会福祉審議会は、社会福祉法の規定に基づき社会福祉に関する事項を調査審議し、市長の諮問に答え、関係行政庁に意見を具申するために中核市に設置されている附属機関です。

本計画の策定に関して、金沢市社会福祉審議会の委員4人の方が策定委員会委員に就任しました。

また、平成24年7月9日に開催しました審議会全体会において、計画の方向性について各委員から意見をいただきました。

(3) 地区別アンケート調査・地区別意見交換会

各地区の地域福祉活動の現状と課題を確認するために、地区社会福祉協議会（54地区）にアンケート調査を実施しました。

また、地域福祉活動を実践されている方々の意見を把握し、地域福祉の方向性と市としての取り組み目標を検討するために、地区社会福祉協議会をはじめとして地域福祉に関わる関係団体との意見交換会を平成23年度から平成24年度にかけて、20地区で実施しました。

各地区より様々な地域課題や行政への要望などをいただきました。

(4) 民生委員活動実態調査

急速な少子高齢社会の進行に伴って民生委員の活動領域が拡大し、業務量が増加傾向にある中で、その活動実態を把握し、今後の地域福祉推進における役割・機能を検討するため、全民生委員（1,043名）を対象に活動実態調査を平成24年7月に実施し、今後の民生委員の活動環境整備に必要な課題をまとめました。

なお、活動実態調査の回答率は、95.7%でした。

(5) パブリックコメントの実施

計画を策定するにあたり、平成25年1月23日から2月21日にかけて市ホームページ等で計画案を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。

第2章 地域を取り巻く現状

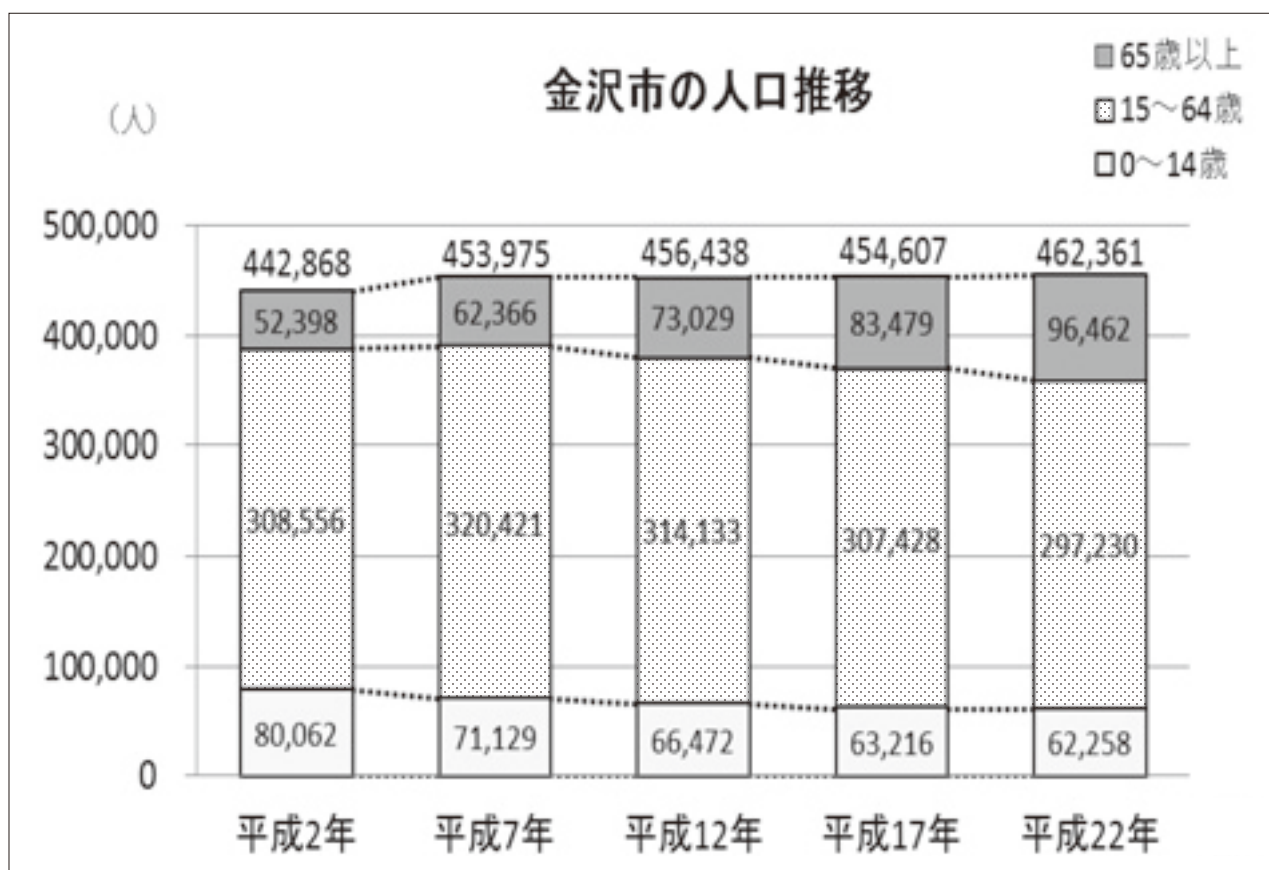
1 少子高齢化の進行

(1) 年齢階層別人口の推移

本市の総人口は、総じてゆるやかな増加傾向が続いています。

年齢階層別の人口をみると、65歳以上の人口は、平成2年から平成22年までの20年間で44,064人増加しています。

一方で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに減少傾向にあり、遠からず人口減少が到来する見通しで、社会経済活力の低下をもたらすことが懸念されます。



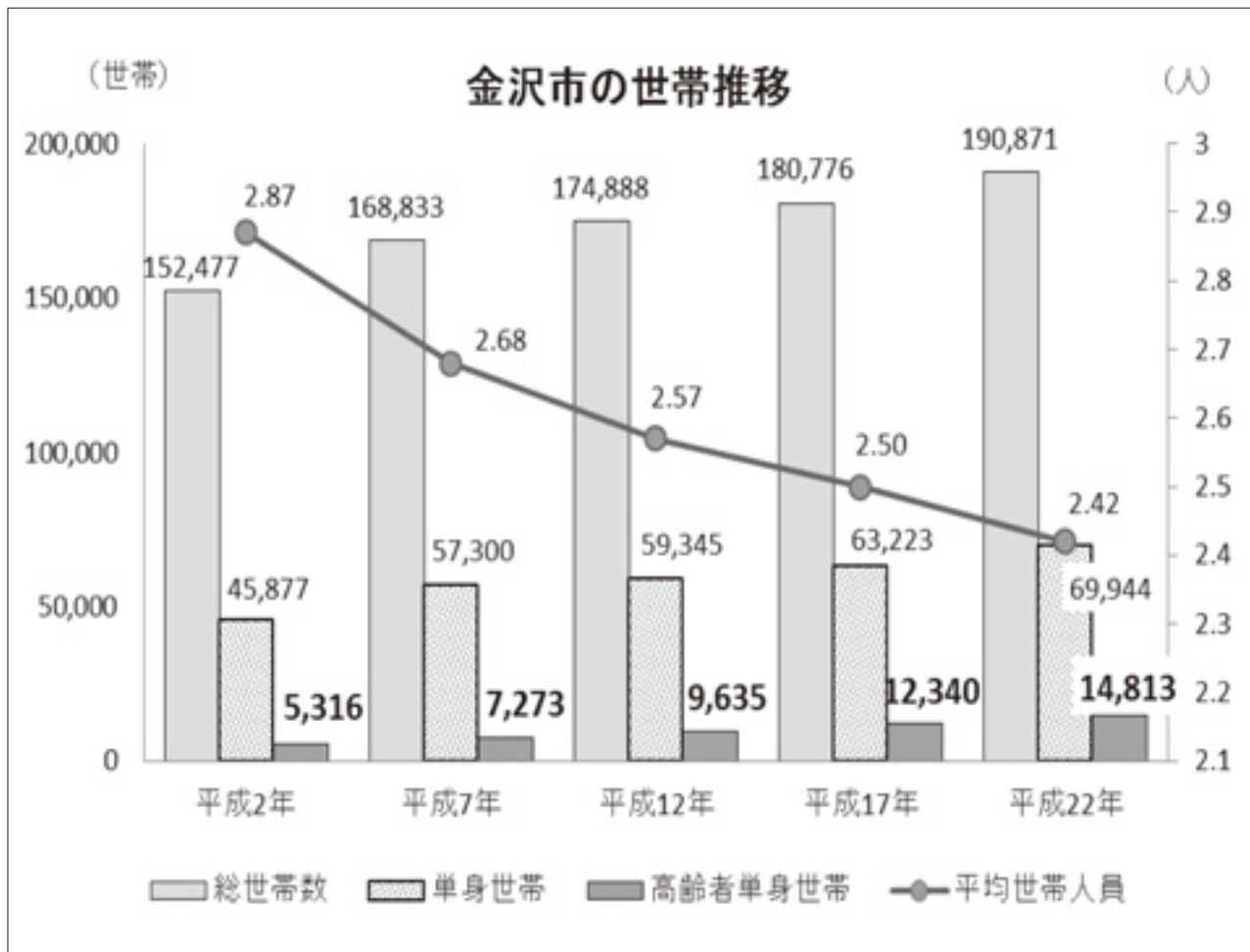
資料：国勢調査

※年齢不詳者がいるため、総人口と各階層の合計値とは同じにならない。

(2) 世帯構成の推移

本市の総世帯数は、増加傾向が続いています。特に高齢者単身世帯数は、平成2年と平成22年を比較したとき、約3倍に増加しており、見守り活動が必要な世帯が今後も増加することが予想されます。

一方で、1世帯あたりの平均人員は、図のとおり減少の一途を辿っています。



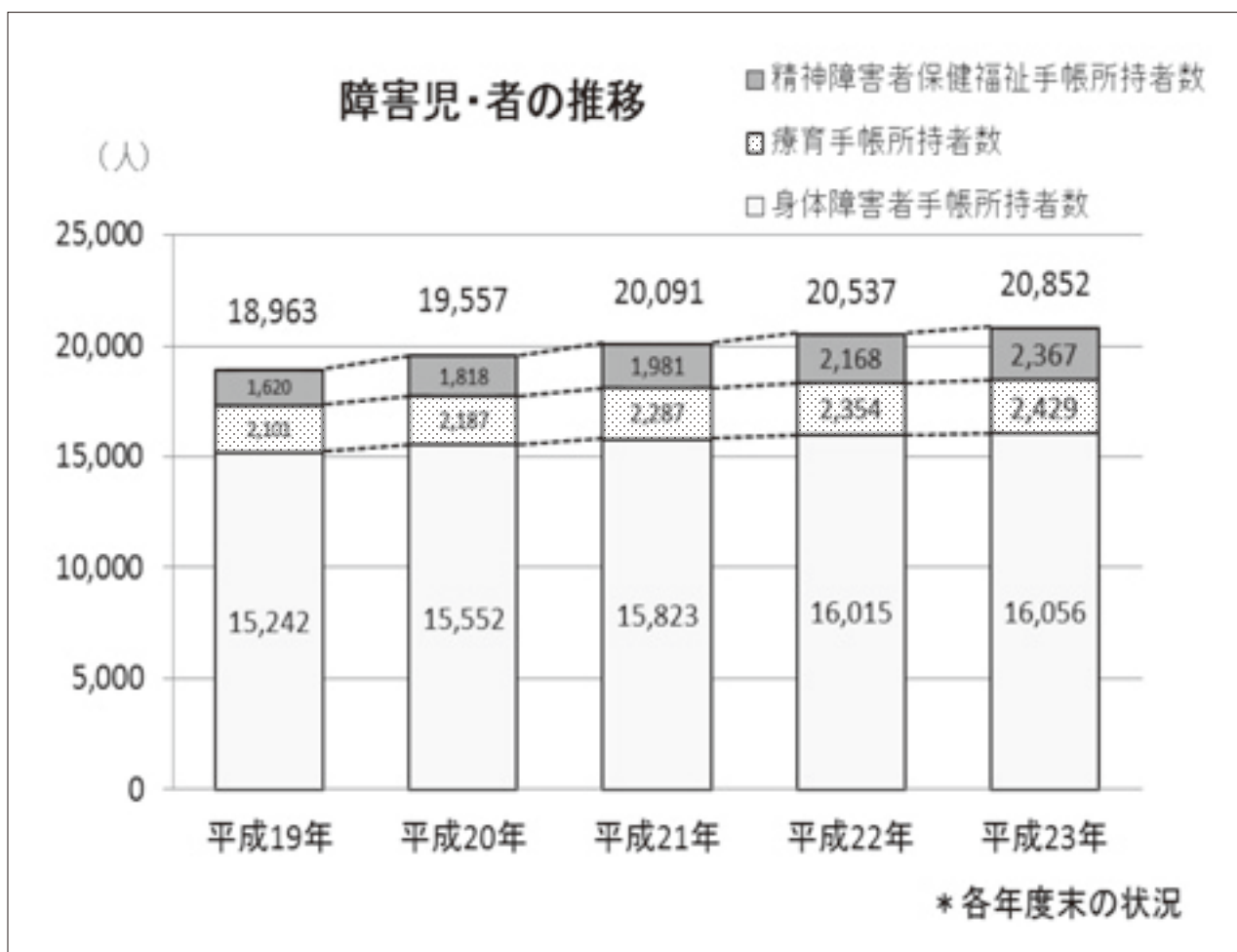
資料：国勢調査

※「単身世帯」に「高齢者単身世帯」を含みます。

2 支援を必要とする人の増加

(1) 障害児・者の推移

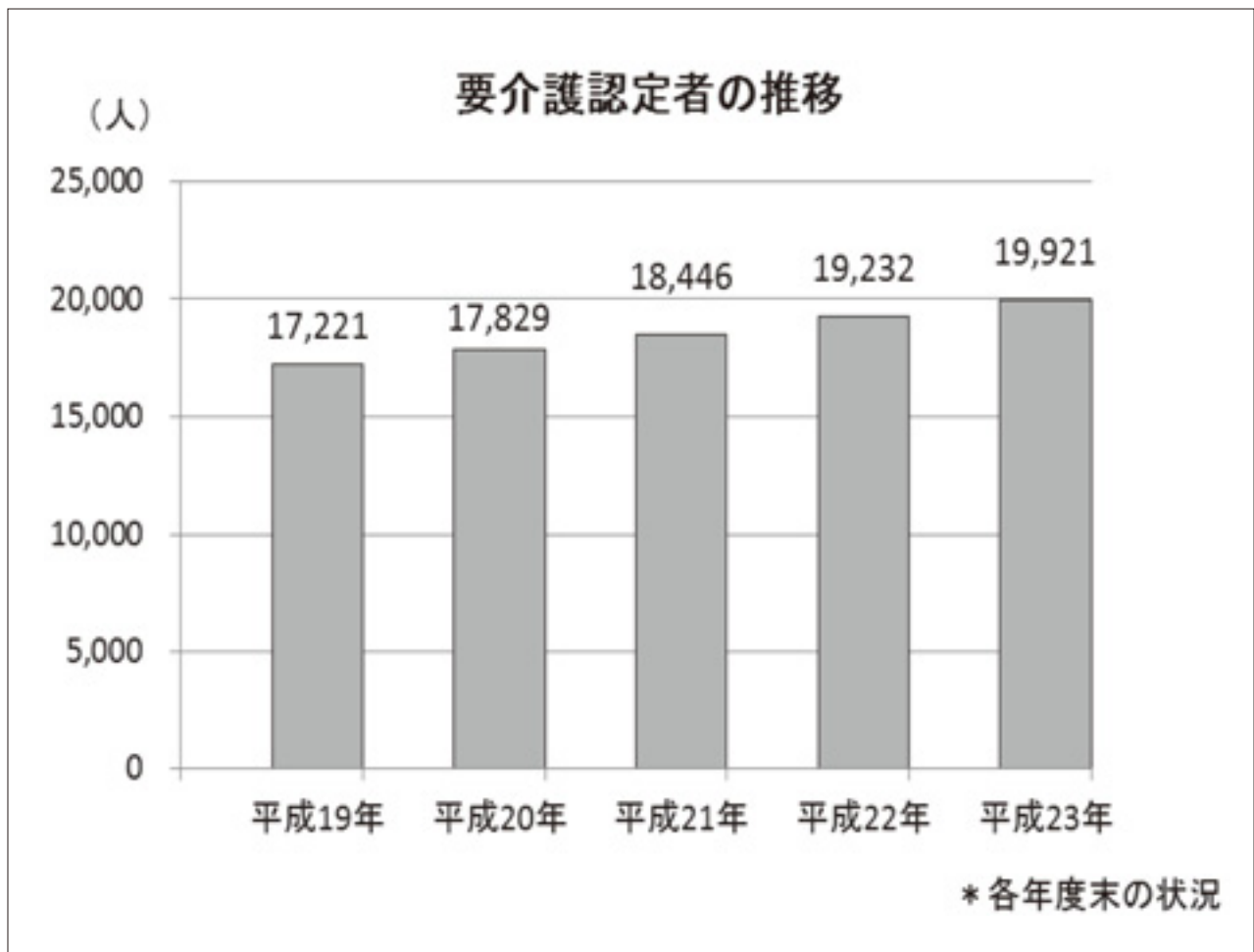
本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数による障害児・者は、平成19年度はそれぞれ15,242人、2,101人、1,620人でしたが、平成23年度には16,056人、2,429人、2,367人といずれも増加しています。



資料：平成24年度「金沢の福祉と保健」、平成24年度「金沢の市政」

（２）要介護認定者の推移

本市の要介護認定者は、平成19年度は17,221人でしたが、平成23年度には19,921人と2,700人増加しています。



資料：平成24年度「金沢の福祉と保健」

③ 地域福祉に関する国の動向

(1) 地域への移行

近年の国の福祉施策は、個人の尊厳を尊重する視点から、個々人の生活全体に着目し、たとえ障害があっても、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していく、というのが基本的な考え方であり、それに基づき、施設・病院から地域への移行が進められ、在宅福祉サービスの重点的な確保が求められています。

このような地域での自立と社会参加を一層進める観点から、介護保険法による地域包括ケアシステム、障害者総合支援法の制定など、地域での生活を支援するための施策が拡充されています。

(2) 安心生活創造事業の展開

安心生活創造事業は、下記の事業3原則を前提に、一人暮らし世帯等への「基盤支援」（見守り・買物支援）を行うことにより、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行うことを目的とした国のモデル事業で、平成21年度から平成23年度までに全国58市区町村で実施しています。

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

(3) 超高齢社会への対応

国においては、今後目指すべき超高齢社会は、高齢者のために限定された社会ではなく、高齢社会に暮らす子供から高齢者まで全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせる豊かな社会であると提唱しています。また、これまでの「人生65年時代」を前提とした高齢者の捉え方についての意識改革をはじめ、働き方や社会参加、地域におけるコミュニティや生活環境の在り方、高齢期に向けた備え等の仕組みについて、次世代を含めた循環も考慮しつつ、これからの「人生90年時代」を前提とした仕組みに転換しなければならないと指摘しています。この中で、地域力の強化と安定的な地域社会の実現のために、地域の人々、友人、世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を再構築する必要があると提言しています。

4 金沢の地域福祉を支える地域社会資源の状況

金沢には古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、地区社会福祉協議会、善隣館、民生委員児童委員、町会、公民館などの多様な実施主体による地域活動が活発に行われています。

このような地域社会資源の活動は、地域の支え合いや助け合いにおいて非常に重要な役割を担っています。

(1) 地区社会福祉協議会

現在、市内には、54の地区社会福祉協議会が、おおむね小学校区ごとに組織されています。地区民生委員児童委員協議会、町会連合会、公民館、校下(地区)婦人会・女性会、子供会などの各種団体を中心とした地域住民全体が主体となって構成されており、地域の福祉活動の中心的役割を担っています。

(主な活動内容)

友愛訪問、地域サロン、子育てサロン、配食サービス、広報誌の発行、敬老会、共同募金等への協力、介護講座、ボランティア育成活動など

(2) 善隣館

金沢のコミュニティを語る時、善隣館を抜きに語れません。この善隣館は金沢の福祉の原点ですが、すでに明治期において、経済的に不安定な人や身体に障害のある人に対して、自宅開放などによって救済しようとする篤志家もあらわれました。

善隣館を最初に作ったのは、安藤謙治氏で方面委員(民生委員の前身)に任命されていました。1934年(昭和9年)に第一善隣館が作られて、1960年(昭和35年)までに19館が作られました。現在、12館が市内に残っています。

創設当時のスローガンである「庶民階級における福利の増進並びに精神的教化運動」という言葉は、現代風に言えば「在宅福祉と生涯学習」と言い替えることができます。

また、創設当時の授産事業は、時代の移り変わりによって機能を低下させてきたため、地区民生委員児童委員の方々の理解と協力のもとに、デイサービスと保育所を中心とする施設に生まれ変わっています。

善隣館は、今もなお色濃い金沢市民の連帯意識の所産です。その伝統は、善隣思想を発展させて受け継いでいく必要があります。

※ 善隣思想

助け合いの心で、近隣の人々と心をかよわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方。この思想を背景に善隣館がある。

(3) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、社会福祉活動に理解と熱意がある方が地域から推薦され、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員であり、その活動は、民生委員法において「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされています。

民生委員児童委員には守秘義務や政治的中立などの義務があり、交通費等の実費弁償はありますが、給与はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアとしての性格を有しています。

本市においては、200世帯につき1人の配置とし、平成24年4月1日現在934人の民生委員児童委員が活動されています。

主な職務内容は、住民の生活状態の把握（見守り活動）、援助を必要とする方が自立した生活を営むことができるために必要とする生活全般に関する相談援助、関係行政機関に対する協力、地域サロン・子育てサロンの運営協力など多岐にわたっています。

また、民生委員法第20条に基づき、地区民生委員児童委員協議会が、地区社会福祉協議会と同様に、概ね小学校区ごとに組織されています。本市における地区民生委員児童委員協議会の活動は、単に民生委員法上の活動だけではなく、ボランティア団体として、広く地域の福祉活動の主体としての役割を担っています。

(4) 主任児童委員

主任児童委員は、児童委員（民生委員）の中から厚生労働大臣が指名し、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、主な職務内容は、学校や児童相談所など関係機関との連携、民生委員児童委員への協力・援助などがあります。

本市においては、平成24年4月1日現在109人の主任児童委員が活動されています。

(5) まちぐるみ福祉活動推進員

まちぐるみ福祉活動推進員は、ひとり暮らし高齢者など支援を必要とする人への定期訪問、声かけ、見守り活動を活動内容としており、民生委員児童委員1人につき、概ね2～3人のまちぐるみ福祉活動推進員が「まちぐるみ福祉活動推進チーム」を民生委員児童委員の担当区域ごとに組織しています。

平成24年4月1日現在、民生委員児童委員を含めて2,935名が金沢市長及び金沢市社会福祉協議会会長から委嘱されています。

（６）町会

金沢における町会（町内会と同義）は、独特の地域共同体としてのコミュニティであると言われています。

この背景としては、一つには金沢の人々の厚い信仰心、二つには自然的条件としての冬が指摘されています。冬になると雪が降り、除雪などで隣近所が協力し合わなければいけないからです。三つには、金沢は城下町であり、城下町の産業として家内工業が発達して、人々はその地域で支え合っているかなければならなかったことが挙げられています。

こうした背景のもとに育まれた連帯の土壌が町会を支え、現在に受け継がれています。町会は、班から構成され、町会が集まって校下（地区）を形成し、横の連絡機関として校下（地区）町会連合会を結成しています。

また、町会と密接に関係する団体として、婦人会・女性会、子供会及び老人会があり、活動が活発に行われてきました。

なお、校下（地区）町会連合会の連絡機関として金沢市町会連合会が組織されています。市町会連合会が組織されたのは1962年（昭和37年）で、現在、62の校下（地区）町会連合会、1,360の町会と12,042の班があります（平成24年4月1日現在）。

（主な活動内容）

親睦・レクリエーション活動、環境美化活動、防犯・防火活動、子供会活動、老人会活動、防災訓練、交通安全運動など

（７）地区公民館

現在、市内には地区公民館が60館あり、その他に金沢市中央公民館長町館と彦三館があります。公民館が、小学校の校区ごとにあるという金沢のような例はありません。

館長は市教育委員会が任命し、主事は館長から任命され、公民館委員は町会から選ばれています。自分たちで運営し、地元負担と地域主導、ボランティアによって活動が支えられているこれらの方法は、「金沢方式」と呼ばれて、金沢のコミュニティを語るときには必ず引用される要素となっています。

（８）校下婦人会

女性の地位向上及び資質の向上と明るい社会づくりを目的に、概ね小学校校下単位で組織され、現在、48の校下婦人会が活動しています。

（主な活動内容）

青少年健全育成・高齢社会問題・ボランティア活動、研修活動、交通安全活動、健康増進活動など

（９）義勇消防団

義勇消防団の起源である加賀鳶ができたのは、1869年（明治２年）であると言われています。現在、金沢の義勇消防団には団数３団、分団数49分団があって、団員の数は1,104人です（平成24年４月１日現在）。月額報酬が支給されている訳ではなく、災害や訓練のたびにわずかな実費弁償が支給されるだけです。消防ポンプ車の購入や格納庫を建てる際には地元で寄付金を募っています。

金沢市民の生命、財産は常備消防だけではなく、義勇消防団員の命がけの奉仕によって守られており、金沢のコミュニティの特色です。

Ⅴ 地域福祉推進に関する関係機関

（１）金沢市社会福祉協議会

金沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間団体で、福祉施設、民生委員児童委員、住民組織、福祉団体などの参加により運営されています。民間組織としての自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という２つの側面を活かした活動を展開し、地域福祉活動の支援、ボランティア活動の推進、福祉人材の育成、福祉サービス利用のための相談窓口、行政からの受託事業などを行っています。

また、金沢市民生委員児童委員協議会や福祉サービス事業者等の連絡会・部会などの事務局として各会の運営を支援しています。

（２）金沢市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として概ね中学校区ごとに19ヵ所設置されています。

主な業務内容は、総合相談支援、要援護高齢者等の実態把握、民生委員等との連絡調整、高齢者福祉保健台帳の整備、高齢者の虐待防止等の権利擁護などです。

6 地区別アンケート・地区別意見交換会から見えてきた地域課題

担い手

ほとんどの地区で、地域福祉を支える担い手が不足しているとともに、担い手の高齢化、固定化という状況にあり、後継者を見つけにくいという意見が多数でした。

地域内で担い手を確保できるよう人材育成システムの構築を検討するとともに、新たな担い手として、企業ボランティア、NPO、学生などとの連携を推進する必要があります。

地域内の連携・協力

多くの地区において、地域内の各種団体は地区社会福祉協議会の構成団体でもあることから、一般的に良好な関係にあり、特に敬老会や地域サロンなどの地域行事・事業の企画・運営で活発な連携・交流が見られます。

一方、支援を必要とする人の日常生活（買い物、ゴミ出し、除雪など）への支援は、民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員が個別に対応するケースが多く、各地域団体参画による組織的な取り組みは少ない状況です。

今後の地域福祉の推進にあたっては、地域課題を的確に把握し、新しい取り組みを創り出す力が地域に不可欠です。

個人情報の取扱い

地域内の活動において地域住民の中に個人情報保護に対する過剰反応があり、活動がやりにくくなったという声や、見守り活動に必要な情報が得られにくくなり、行政からの個人情報の提供を検討してほしいとの要望が多数寄せられました。

また、地域内の団体間で個人情報を共有するルールが必要との指摘もありました。

円滑な地域活動を支援する観点から、法的根拠も含めて個人情報の提供について検討する必要があります。

その他

地域内の活動における資金調達や新規事業への取り組みを課題とする地区も多いことから、地区社会福祉協議会の日常的な活動を活性化するための支援策が必要であると考えられます。

7 民生委員活動実態調査から見えてきた課題

町会との連携

民生委員の約 2 / 3 は、町会役員の経験があると回答しています。民生委員の候補者推薦にあたっては、町会に相談依頼する地区が多く、民生委員活動をより円滑にするために、町会との連携強化が不可欠であると考えられます。

活動における負担感

活動上の悩みや苦勞について尋ねたところ、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」、「民生委員としてどこまで支援すべきかわからない」と回答する民生委員が多く、民生委員としての期待に応えようとする中で、支援を必要とする人との距離感に苦心している姿が浮かび上がります。

また、民生委員活動は主に見守り・相談対応ですが、民生委員に生活面での個別支援まで求めるケースもあり、活動内容が、住民に十分周知されていないことも負担感の要因と考えられます。

個人情報の取扱い

個人情報に関する活動上の悩みや苦勞について尋ねたところ、「地域住民や関係団体から情報提供を求められた時の対応に悩む」、「地域住民などが個人情報保護に敏感になっており、必要な情報が得にくい」と回答する民生委員が多く、日々の活動において常に個人情報の取扱いに苦慮している様子がうかがえます。

8 計画策定の留意点

ここまで地域福祉の現状、課題や情勢を中心にみてきましたが、計画策定にあたっては、近い将来に想定される社会状況を考慮する必要があります。

(1) 2025年の社会状況への対応

平成22年（2010年）の国勢調査によれば、我が国の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、23.0%で、2012年以降、団塊の世代が65歳に達し、高齢化率は一層加速すると見込まれています。

さらに、団塊の世代が75歳に達する2025年には、高齢化率は、30%を超えることが予想され、それに伴う社会保障費や医療費の負担増が懸念される、いわゆる「2025年問題」が間近に迫っています。

つまり、2025年は大きなターニングポイントであり、下記の指標のとおり超高齢・人口減少社会が猛スピードで進行するため、今から対策を講じる必要があります。

（参考）「日本の人口・社会動向」

指 標 等		2010年	2025年	備 考
総 人 口		12,806万人	12,066万人	平成24年版 高齢社会白書より
19歳以下の人の割合		18.0%	15.3%	
20～64歳の人の割合		59.0%	54.4%	
高 齢 化 率（65歳以上）		23.0%	30.3%	
75歳以上の人の割合		11.1%	18.1%	
現役世代が高齢者を支える比率		2.6人で1人	1.8人で1人	
単身高齢世帯の比率		9.2%	13.5%	
生涯未婚率	男性	20.1%	28.5%	平成24年版 厚生労働白書より
	女性	10.6%	20.8%	

※現役世代……「20～64歳の人」

※生涯未婚率…「50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合」

(2) 地域コミュニティの変容への対応

前述のとおり、今後の福祉施策の大きな流れは、「地域への移行」、「地域力の強化」であり、その背景には、コミュニケーションの場や人々の生活を支える場としての「地域」を重視しているということがあります。

一方、都市化の進行、産業構造・雇用形態の変化、ライフサイクルの変化などにより「人の流動化」が著しく進んだ結果、地域コミュニティが弱体化しました。このことは、町会加入率の低下や地域団体の役員等の確保が困難であることに現れています。加えて、今後の人口減少により地域コミュニティそのものが喪失する可能性も否定できません。

地域コミュニティの衰退で発生する問題には、住民相互の無関心、社会的排除・孤立、相互扶助機能の低下などが挙げられ、今後地域が「住みにくい地域」に変質する懸念があることを住民も行政も強く認識する必要があります。

これまでの生活の質を今後も維持していくためにも、地域におけるつながりを強化するとともに、地域コミュニティと連携した生活保障の基盤を構築することが重要です。

このため、「地域力」向上を目的に、施策の重点化・総合化による地域支援が必要です。

(3) まとめ

以上の2つの留意点をふまえた本計画の方向性は、下記のとおりです。

2025年頃に想定される社会情勢の激変に対応するため、計画策定にあたっては中長期の視点を持ち、金沢市地域福祉計画2013では、支え合う地域基盤づくりに向けた取り組みを重点的に進めます。

第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 地域福祉とは

(1) 地域福祉の基本的な枠組み

「地域福祉」という言葉は、対象範囲・内容が大変幅広く、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。

「自助」…「個人や家族による自助努力」

日常生活の中の様々な課題に対して、個人の意思と行動や家族の支え合いによって主体的に解決を図ることを「自助」といいますが、「すべての生活課題を自力で解決しなければならない。」ということではありません。自分の努力で解決しない課題について、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」の範囲であり、極めて重要です。また、自分の身の回りのことで問題が生じないように普段から対策を考えておくことも「自助」の一つです。

「共助」…「地域住民同士の支え合い」

近隣の住民同士や地域で活動する団体同士の支え合い・助け合いで地域の課題の解決を図ることを「共助」といい、地域福祉において中心的な取り組みになります。

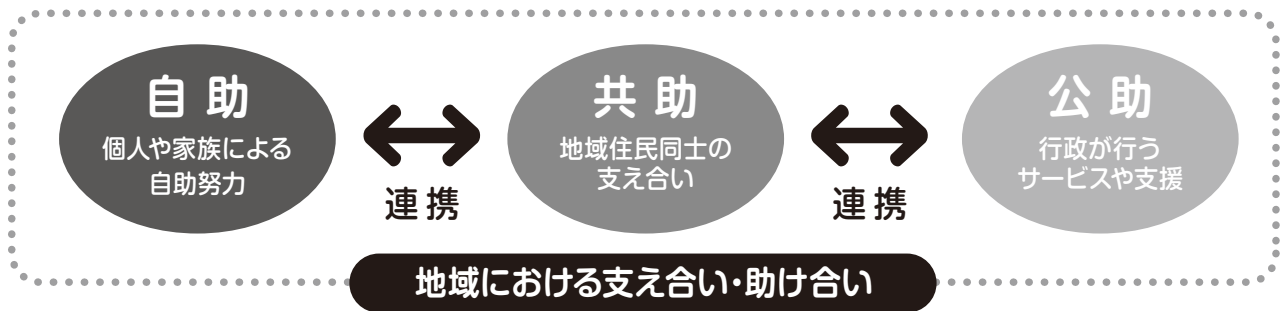
「共助」を進めていくためには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に担い手でもあることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことが大切です。

「公助」…「行政が行うサービスや支援」

行政が提供するサービスや行政がなすべき支援を「公助」といいます。自助や共助だけでは解決できない生活課題に対応し、地域福祉推進の基盤づくりを行うことも「公助」となります。

「公助」としてなすべきことは行政が責任を持って対応しなければなりませんが、「自助」や「共助」で解決した方がよいことはできる限り地域で解決するという意識を持つことが大切です。

「自助」「共助」「公助」の関係図



(2) 地域福祉の概念

市民が地域福祉に求める機能は、それぞれの立場や状況によって異なりますが、主な機能は次のとおりです。

- 支援を必要とする人をもれなく把握する仕組みがある。
- 住民誰もが「居場所」と「役割」を見出して参加し、それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境がある。
- 自分が住み慣れ親しんだ地域で安心して生活を送れる環境がある。
- 従来の近隣住民同士の助け合いに加えて、地域全体で支え合うコミュニティがある。
- 日常生活における様々な生活課題に対して、公的サービス以外に地域のサポート体制による支援がある。
- 住民が積極的にボランティアに参加し、多様な活動が展開できる。
- 支援を必要とする人に対してボランティアによる様々な支援が期待できる。
- 住民一人ひとりの権利を守る仕組みがある。
- 安全性が高い地域環境がある。
- 地域外からの様々な支援・協力を柔軟に受け入れることができる。
- 新しい課題を把握し、それに対する取り組み姿勢がある。
- 地域全体で子供を見守り、育む環境がある。

上記の基本的な枠組みや求められる機能をふまえた上で、本計画における地域福祉の概念を次のように定義づけます。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、自助や公助で対応が困難な福祉ニーズ・生活課題を地域内で共有し、その解決を図るために多様な担い手（市民、地域団体、事業者、行政など）が相互に連携・協力し、みんなで支える地域社会を目指す取り組み

（地域福祉を考える上で参考とする概念等）

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（厚生労働省）

地域には、現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題があり、これらに対応する考え方として、地域福祉をこれからの福祉施策に位置づける必要がある。これらの生活課題は、誰もがいつかは遭遇する課題であり、その意味では、これらの課題を自らの問題であると認識し、住民間でそれを共有して解決に向かうような仕組みを作っていくことは、我々皆のこれからの安心のための準備として必要なことである。そして、このような仕組みをつくっていくことは、住民の自己実現意欲を生かすことにもなる。

「石川県地域福祉支援計画」（石川県）

県民誰もが、住み慣れた地域で、安心して、その人らしく、生き生きと暮らしていくためには、基本的な福祉ニーズに対しては、公助（公的サービス）で対処することを原則としつつ、地域生活の中で発生する様々な生活課題に対して、柔軟かつきめ細やかに対応するため、共助（地域の支え合い）の充実を図り、公的サービスと支え合い活動による支援の一体的な提供を通じて、自助（自立した日常生活を送ろうとする個人や家族）を支えることができる環境づくりが必要です。

「コミュニティ活動と公共サービスの金沢方式のあり方検討懇話会報告書」（金沢市）

基本方針①（現状の方向性による取組み強化）

地域自らの特性を踏まえた、地域主体による助け合い（共助）に対して、市は支援（公助）する。

基本方針②（新たな方向性による取組み）

地域主体では解決困難である課題に対して、新しい公共がその機能を補完及び支援すると同時に、市は、新しい公共と地域を結びつける。

基本方針①による、従来からの金沢らしい地域連帯の基礎による助け合い（共助）の上に、基本方針②による、地域支援型の新たな市民活動（新しい公共）が、共助機能を補完及び支援し、市は地域と新しい公共のマッチングを行うことにより、厚いセーフティネットを構築する。

（３）地域福祉に関する「圏域」の捉え方

地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲内の「圏域」の設定が必要になります。

「圏域」は、次ページの図のとおり「個人・家族」、「隣近所」、「町会」、「小学校区」、「中学校区」、「市内全域」におおむね区分されます。

本計画では、次の理由により、小学校区を基礎的な地域福祉の圏域としてとらえることが適当であると考えます。

- ① 日常生活に関わる事項に関しては、従来から小学校区を単位とした意識的な団結が存在し、小学校が統廃合されても「校下」という枠組みはしっかりと残っていること。
- ② 公民館、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、日本赤十字活動における地区分
区、消防団、地域サロンに至るまでおおむね小学校区ごとに活動又は組織されていること。

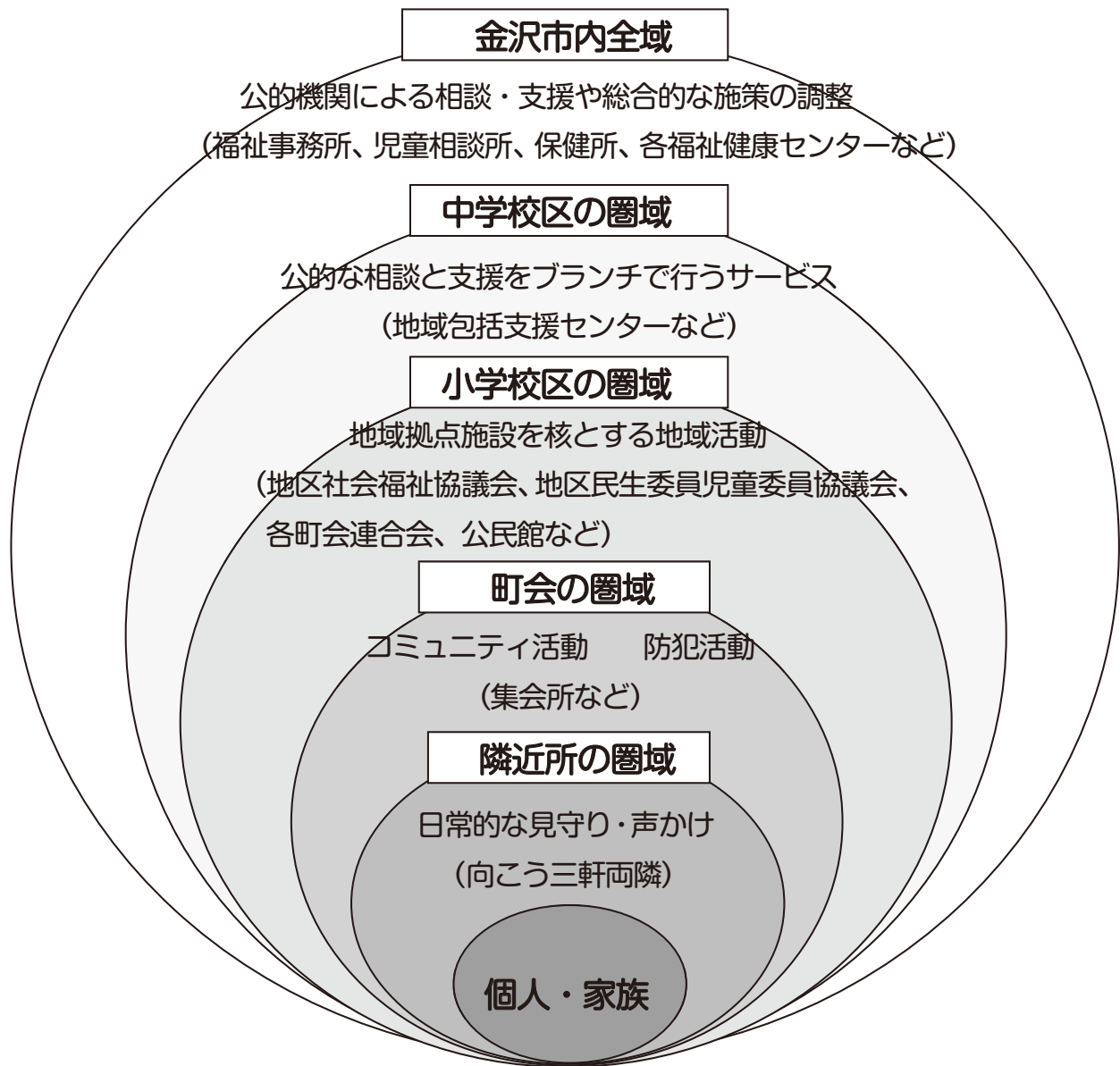
※ 小学校の通学区域

本市においては、伝統的に小学校の通学区域を、「校下」と呼びますが、本計画では全国的に使用されている「小学校区」という用語を統一的に使用します。

「小学校区」の圏域は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できるエリアであり、全市的に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、「小学校区」の圏域ですべての地域課題を解決することは極めて困難です。

したがって、地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、さらに、圏域内、圏域間の連携や圏域を超えたネットワークの構築に取り組んでいく姿勢が不可欠です。

重層的な圏域のイメージ



2 金沢の地域福祉の基本理念

(1) 金沢コミュニティの再生と発展

1 豊かな人間環境の構築と心のかよう福祉社会の実現

介護が必要になっても、障害があっても地域で住み続けることができるまちづくりを推進していくためにも、また昨今の孤立死、虐待などの課題に対処していくためにも、地域のコミュニティを作り上げていくことが大切です。そして、心のかよう福祉社会の実現を図り、豊かな人間環境の構築を目指さねばなりません。

2 公私協働

コミュニティづくりに関して、金沢には、既に先人の培ってきた地域福祉の原点ともいえる「公私協働」の土壌があります。また、地域拠点として、善隣館、町会、義勇消防、公民館など地域社会資源は豊富に存在します。したがって、地域コミュニティが活性化していないとすれば、その原因を突き止め、対応策を考える必要があります。

(2) 善隣思想の発展と郷土再認識のための教育の実践

善隣館は金沢特有の福祉の拠点であり、大切な財産です。時代が変わって善隣館の存在価値がなくなってしまったと考える市民もあり、また、その存在自体を知らない市民が多いのも事実です。

しかし、私たち市民は、私財を投げ打って福祉の向上のために献身的に働いた先人があったことを誇りに思い、先人の功績を学ぶ必要があります。

また、善隣思想は現代風に解釈しても、今でも十分通用し、地域コミュニティの再生と発展のために有用であると考えます。

郷土再認識のためにも、善隣館活動の歴史や特徴を学ぶ教育機会が必要です。

(3) 福祉文化の形成

これまでの、施設をつくって入所させるという福祉の考え方から、住み慣れた地域において近隣の人々と心を通わせ、助け合えるまちづくりを推進していくことが、これからの福祉であると考えます。

このような観点から、市民一人ひとりが主体となる健康と福祉のまちづくりが推進されていくなれば、福祉とはそこに暮らす人々の風土や土地柄そのものとなっていき、そこに自然と福祉文化が生まれるものです。

（４）ノーマライゼーション社会の創造、個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉を進める中で、「ノーマライゼーション社会」の実現が不可欠です。

「ノーマライゼーション社会」とは「ある社会が、その一部の構成員を締め出して構成されれば、その社会は貧しい社会である。」という考え方に代表されるように、子供もお年寄りも、障害のある人もない人も、男性も女性も、外国人も、すべての人が一人ひとり大切にされ、いきいきと自分らしく生きる社会です。地域の中ですべての人が排除されることなく、その尊厳と人権が尊重され手をたずさえてともに暮らしていける社会を創りあげることが大切です。

（５）市民参加によるまちづくり

１ 市民参加によるまちづくり

地域福祉は、従来の「枠」を超えて、健康で安心できる「まち」にしたいと考えているすべての人が集まり、作っていくべきものであり、地域に関わりを持つ事業所、各種団体の取り組みも含めたものです。誰でも困ったときに助け合い支え合うことができる地域に安心して住めるためには、市民が主体的にまちづくりに参加し、地域の課題に取り組み、自治意識を高めていくことが求められています。

市民が自ら議論して意見をまとめたものが実現することにより、努力が形となって実を結べば、市民がさらに意欲をかきたてられ、一生懸命自分達の「まち」を議論するようになるという好循環を生み出します。市民一人ひとりが主人公であることを自覚し、まちづくりに参加することが大切です。

２ 地区ごとの課題の把握と解決への取り組み

本市においても、それぞれの地域によって特性があり、そのために福祉サービスに対するニーズは異なると考えられます。

したがって、それぞれの地域ごとの課題を把握し、課題の解決を目指し、地区ごとに策定する地域福祉活動計画（地区別計画）を推進していくことが大切です。

計画推進にあたっては、地域内の社会資源を有効に活用し、相互の連携を深め、地域の総合力で取り組んでいく必要があります。

1 計画が目指す地域福祉の姿

市民みんなで支え合い、
誰もが安心して自己実現できる地域社会

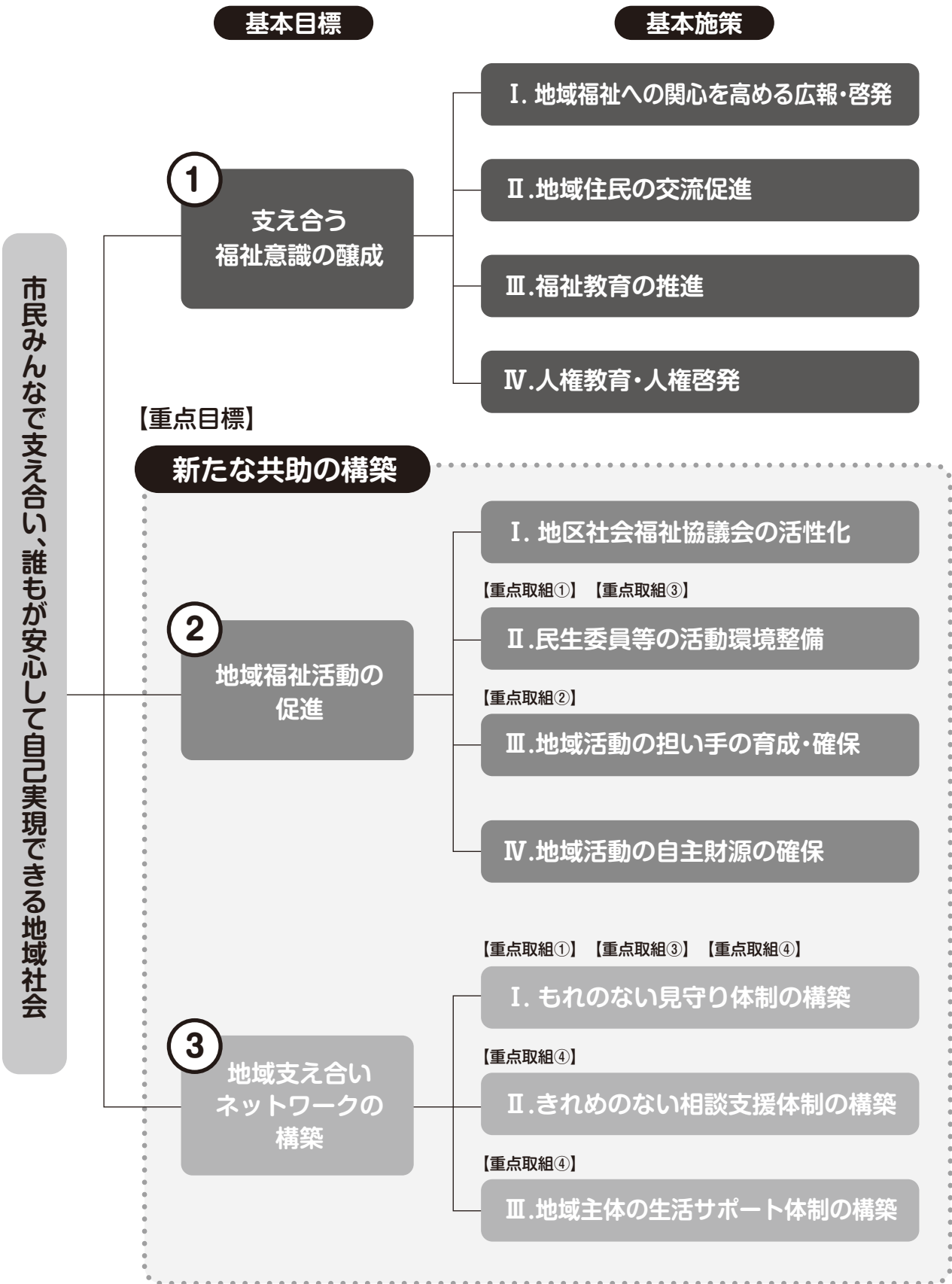
住み慣れた地域でその人らしい暮らしを望むこと、つまりは、かけがえのない人間として尊重され、自己の持つ可能性を最大限に発揮しながら、希望や喜びを感じて心豊かに生きることは、市民共通の願いです。

地域には、高齢者や障害のある人など支援を必要とする人、生活上の課題を抱えている人、自立生活できる人など、様々な人が生活し、また市民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なります。さらに、日常的に生じる生活課題も複雑化・多様化しています。

地域に住む幸せを実感できるためには、市民一人ひとりが地域における多様性をお互いに認め、地域社会を構成する一員であるとの自覚をもって自らができることを実践することが必要です。その上で、身近な地域の課題を自分自身のこととしてとらえ、相互に支え合い、助け合う地域コミュニティを形成していかなければなりません。

本計画では、市民、地域団体、事業者、行政などの多様な担い手がそれぞれの立場で地域課題に対して主体的に関わるとともに、相互連携を深め、地域全体で支え合い活動を一層進めることで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 計画の体系



3 重点目標「新たな共助の構築」

本計画が目指す地域福祉の姿、「市民みんなで支え合い、誰もが安心して自己実現できる地域社会」を実現するためには、地域における「支え合い」を一層促進し、さらに強化する必要があります。今後目指すべき「支え合い」の方向は、地域と行政の協働による「新たな共助」であり、計画期間中に本計画の重点目標として「新たな共助」の構築に取り組んでいきます。

(1) 現状と課題

多様な生活課題

日常生活における様々な課題やちょっとした困り事などについては、これまで地縁・血縁による助け合いによって対応してきました。

しかし、住民の地域への帰属意識の低下による地域コミュニティの弱体化や支援を必要とする人の増加に伴う担い手の不足・高齢化・固定化などにより、従来の地域における支え合いを期待することが困難になってきました。

さらに、近年顕著になってきた生活課題には、

- ① 単身高齢者の社会的孤立感の増大
- ② 見守り・援助を求める人の拡大
（「単身高齢者・単身身障者」、「高齢夫婦世帯」に加えて「同居高齢者」、「引きこもり者」なども対象に）
- ③ ゴミ出し、除雪、電球交換、通知書の代読など公的制度外のニーズの増加
- ④ 要介護の親と障害のある人がいる世帯への対応などの複合的なニーズ
- ⑤ 制度の谷間にある人への対応
- ⑥ 虐待、孤立死、徘徊、セルフネグレクト（自己放任）など、当事者と一部の関係者にしか見えにくいニーズ
などがあります。

個人情報への対応

災害時なども含め、日頃から支援を必要とする人への円滑な支援を推進するためには、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員、町会役員などの関係者との間で支援対象者に関する情報をあらかじめ共有しておくことが大切です。

福祉に関する情報のうち、個人情報の取扱いには十分配慮する必要がありますが、守秘義務や個人情報の保護を強調しすぎる、いわゆる「個人情報に対する過剰反応」によって支援活動に支障が生ずる場合もあります。本来、個人情報は本人のメリットになるよう活用されるべきものとされて

おり、正しい理解が必要です。

また、地域における支援活動は、個人のプライバシーに関わる情報（福祉ニーズや暮らしの困り事など）を明らかにしてもらえなければ、援助を開始できないという問題があります。

公的サービスの限界

市民の福祉ニーズに応じたサービスを提供することは行政の基本的な役割です。しかし、地域における多様な生活課題に対して、税や保険料を財源とする公的サービスですべて対応することには限界があります。

税や保険料が高負担となる可能性があるほか、そもそも公的サービスになじまないニーズ（電球交換、申請書の代行など）も含まれています。

「新たな共助」の必要性

前述のとおり、地域福祉推進の基本的枠組みは、「自助」「共助」「公助」であり、これらのバランスが大切ですが、近年、地域コミュニティの弱体化、人と人とのつながりの希薄化などにより「共助」が弱まりつつあります。

また、今後、公的制度でカバーできない生活課題を解決する仕組みとして「地域ぐるみの支え合い」が不可欠です。

すなわち、地域住民だけでなく多様な地域資源や民間主体（企業、NPO、学生、ボランティアグループなど）が地域福祉の担い手となり、これらと行政が協働しながら、きめ細かな活動により地域の生活課題に対応する「新たな共助」を構築することが必要です。

この「新たな共助」は、行政が行う公的サービスとは異なる、新たな福祉サービスとしての意味を併せ持ちます。

（２）取組内容

各地域で支え合い活動が創出される地域基盤づくりを進める観点から、下記の項目に取り組みます。

重点取組①「地域支え合い推進条例（仮称）制定の検討」

地域における「新たな共助」の考え方をこれからの地域福祉の理念として明確にし、市民と行政が一体となって新たな共助に基づく地域社会を推進するために「地域支え合い推進条例（仮称）」の制定を検討します。この中で、下記の内容について具体的に検討します。

- 1 本市における共助（支え合い）の理念
- 2 共助（支え合い）における市民、地域団体、事業者、行政の役割と責務
- 3 共助（支え合い）活動に必要となる個人情報の取扱い
（地域団体等への提供のための手続きや提供範囲など）

重点取組②「多様な担い手づくり」

前述のとおり、地域福祉を支える人材については、「人材不足」、「高齢化」、「固定化」の状況であり、地域福祉推進において担い手の確保は最重要課題です。

このため、住民が地域とつながる仕組み・きっかけづくりとして次の取り組みを進めます。

- 1 ちょっとボランティア（気軽に参加できるボランティア）
- 2 ファミリーボランティアによる友愛訪問・世代間交流
- 3 団塊の世代などの元気な高齢者が地域福祉の担い手として活躍できる場の創出

また、今後、超高齢・人口減少社会の進行により、地域内で福祉人材を確保することが困難になることが予想されることから、地域外からの支援を柔軟に受け入れる仕組みづくりとして、下記の取り組みを進めます。

- 1 地域と企業・NPO・学生等との接点づくり（連絡会議の開催、共同事業の実施など）
- 2 他地域との相互連携・補完の促進（地域間の協定締結など）

重点取組③「個人情報の提供・共有に関するルールづくり」

支援活動に必要とする個人情報の取扱いについては、支援を必要とする人への円滑な支援を図る観点から、個人情報保護制度と両立する地域の情報共有の手法や、行政から民生委員・地域団体等への個人情報の提供方法について、課題や考え方を整理・検討し、ルールづくりに取り組みます。

このうち、行政から民生委員・地域団体等への個人情報の提供方法については、前述のとおり、「地域支え合い推進条例（仮称）」で検討します。

また、個人情報の取扱いについて適切な対応がとれるよう、住民や民生委員などの関係者、担当職員向けの研修や啓発を行います。

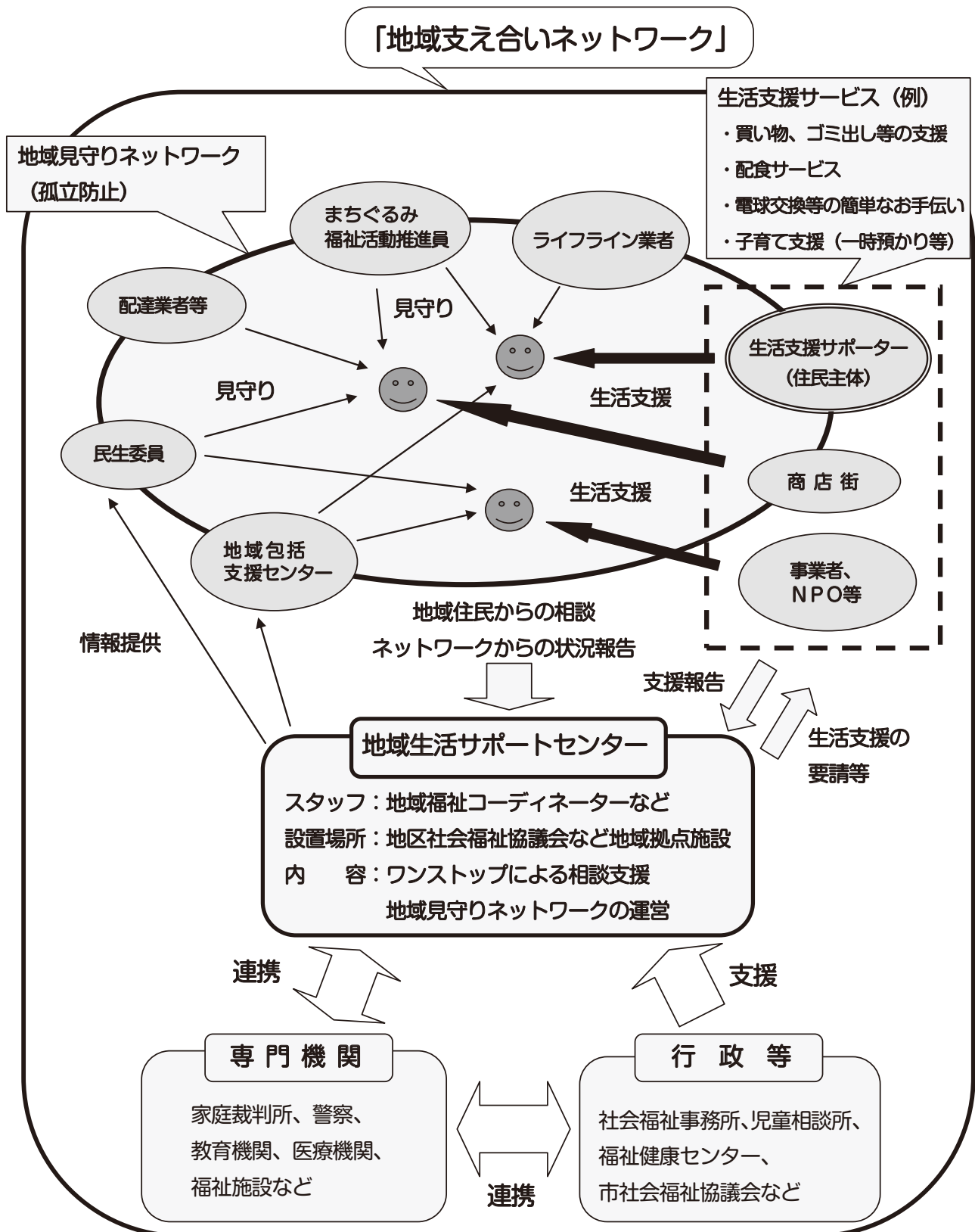
重点取組④「生活課題に対応したネットワーク型地域基盤づくり」

ひとり暮らし高齢者などの支援を必要とする人の増加に伴い、地域内での社会的な孤立が懸念され、また、前述のとおり除雪、ゴミ出し、電球交換など、日常生活のちょっとした困り事が、近年顕著になってきています。

これらの「孤立を防ぐ取り組み」と「生活課題への対応」を別々に対応するのではなく、多様な実施主体の参加による地域住民主体の新たなサポート体制によって総合的に行う仕組みを構築し、生活の質を維持するための「新たな福祉サービス」の提供を図ります。

上記のサービス提供のため、支援を必要とする人の困り事を早期に把握するためのネットワークと困り事を集約する相談窓口の設置、地域全体を総合的に調整するコーディネーターの配置などの検討を進め、サポート体制の構築を図ります。

小学校区における「地域支え合いネットワーク」(イメージ)



※この図は、地域生活サポートセンターを核とした仕組みづくりをイメージしたものです。

4 基本目標

計画が目指す地域福祉の姿、「市民みんなで支え合い、誰もが安心して自己実現できる地域社会」を実現するために、以下の基本目標を設定します。

基本目標①「支え合う福祉意識の醸成」

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、地域における役割を理解することが大切です。また、支える側と支えられる側は、固定した関係ではなく、個々の状況によってその関係は変化するものであり、互いに「支え・支えられ」の関係にあることを認識する必要があります。

地域で支え合う関係を構築するためには、人と人とのつながりを深めること、言い換えれば、「顔の見える」関係づくりが不可欠です。

身近なところでの住民同士の交流を促進するとともに、市民一人ひとりが主体的に支え合い活動に取り組める環境を整え、市民の地域福祉に対する意識を醸成します。

基本目標②「地域福祉活動の促進」

地域福祉推進にあたっては、地域団体やボランティアグループなどの地域社会資源の活動が不可欠であり、その中心となる地区社会福祉協議会や民生委員の活動は極めて重要です。

一方、活動者の高齢化や後継者不足、活動の単調化などの課題があることから、地域における福祉人材の育成や地区社会福祉協議会や民生委員などの活動環境整備への支援を強化します。

また、地域福祉の担い手としてボランティアは非常に重要であることから、意識啓発や参加へのきっかけづくりによって市民の地域におけるボランティア活動への参加を促進します。

さらに、地域活動をより推進するための新たな財源の確保についても支援します。

基本目標③「地域支え合いネットワークの構築」

これまでの見守り活動や公的制度から外れる人が増加し、社会的孤立を防ぐ取り組みが急務となっていることから、地域内の支援を必要とする人をもれなく把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みやネットワークを地域団体、事業者、行政など地域に関わる社会資源によって構築します。

また、地域内の生活課題を解決するための新たな活動展開として、地域住民主体による生活サポート体制づくりを進めます。

5 基本施策の展開

基本施策を推進する実施主体を「市民」、「地域」、「市社会福祉協議会」、「行政」に区分し、それぞれの取組内容や期待される役割を示しました。

基本目標①「支え合う福祉意識の醸成」

（基本施策Ⅰ） 地域福祉への関心を高める広報・啓発

（現状）

地域において、日常的に様々な福祉活動が行われていますが、活動内容が市民に十分周知されていない、また地域活動への参加意欲につながるほどの関心の高さには至っていないなどの課題があることから、地域における情報発信体制の強化が必要です。

（施策の方向性）

今後の地域福祉推進にあたっては、地域福祉の意義・必要性についての市民の理解と協力が不可欠であり、市民の地域福祉活動への参加を促進する観点から、市民が地域情報を得やすい広報体制をそれぞれの実施主体ごとに構築し、周知に努めます。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○生涯を通じ、地域福祉への関心・理解を高め、自分のニーズにあった講座等に積極的に参加します。 ○市のホームページや地域で発行する広報誌などで地域福祉に関する情報を得るように努めます。 ○地域の中で、自分にできることから行動するように心掛けます。 ○地域活動に関する自らの意欲や関心などを発信し、活動の輪を広げることに努めます。
地 域	○地域行事、ボランティア団体の活動等について、幅広い世代の住民に興味を持ってもらえるよう広報誌、地域のホームページ等で紹介します。 ○住民参加型のイベントを行うなど、身近な地域福祉に関心を持ってもらえるきっかけをつくります。
市社会福祉協議会	○市民へ地域福祉に関する情報提供を行うとともに、福祉のつどい・各種講座などの企画を通して福祉活動の意識啓発に努めます。 ○地区社会福祉協議会などが行う情報発信の方法・内容について支援します。 ○地域活動の先進的な取り組み事例等を広報誌やホームページ等で紹介し、先進的な活動が他の地域にも広がるように情報発信を行います。

市社会福祉協議会	○地区社会福祉協議会や民生委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア等と連携・協力し、地域福祉の意識啓発活動に取り組みます。 ○地域包括支援センターや相談支援事業所、社会福祉施設、福祉サービス提供事業所等と連携・協力して、市民対象の福祉講座やボランティア講座を企画・実施します。
行政	○市のホームページや広報誌などを通して地域福祉活動の事例を紹介し、地域福祉活動の認知度向上と啓発を行います。 ○地域福祉に関する市民フォーラムなどを開催し、地域福祉の考え方を周知します。

（基本施策Ⅱ） 地域住民の交流促進

（現状）

都市化が進み、核家族が増え、人と人とのつながりが希薄化する中で、地域内で孤独を感じる人は少なくありません。また、子育てに関して、相談する人が身近になく、不安を抱えながら生活している保護者もいます。

（施策の方向性）

地域での支え合い・協力関係づくりを進めるため、気軽に交流できる場の創設・増設や各種団体の交流・連携を進め、住民同士のつながりやふれあいをつくっていきます。

実施主体	取組内容・役割
市民	○地域社会の一員として積極的に地域活動に参加します。 ○近隣住民に積極的にあいさつや声かけを行います。 ○家族や親族、隣近所での助け合いを大切にします。
地域	○誰でも参加しやすい行事や活動を企画します。 ○行事等への参加だけでなく、スタッフとしての参加も呼びかけます。 ○小地域で住民が気軽に集える「居場所づくり」を進めます。 ○学校・病院・保健所など専門機関と連携して、地域サロンや子育てサロンの内容の充実を図ります。 ○広報誌やチラシ等で地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進します。 ○地域主体であいさつ運動や声かけ運動を展開します。 ○地域内の団体間での情報交換や情報共有に取り組みます。
市社会福祉協議会	○地域サロンや子育てサロンの企画・運営に対して助言や情報提供、運営担当者の研修実施などの支援をします。 ○地区社会福祉協議会や民生委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア等と連携・協力し、向こう三軒両隣の関係づくり運動等に取り組みます。

市社会福祉協議会	○地域福祉関係者・福祉専門機関と連携・協力し、子育て中の親、高齢者、障害のある人等が気軽に地域の住民と交流できる場づくりを行います。
行政	○既存の公共施設、学校の空き教室や空き店舗等の活用など、住民が日頃の地域活動を行う上で、気軽に集まり、活動しやすい地域拠点づくりを支援します。 ○官公庁・企業等のワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進し、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 ○地区社会福祉協議会や善隣館活動が行う交流活動に対して支援します。 ○学校や企業、福祉施設等と地域住民との交流を促進します。

（基本施策Ⅲ） 福祉教育の推進

（現状）

「福祉」という言葉には、「行政が行うもの」という意識が多くの人にあるように思われます。

地域福祉を推進する人づくりの観点から、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、市民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

（施策の方向性）

市民の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動への参加に結びつく体験やふれあいの機会をつくり出します。

実施主体	取組内容・役割
市民	○地域や学校での福祉奉仕活動に家族ぐるみで参加します。 ○家庭において思いやりの心を育むように努めます。
地域	○地域の保育園・幼稚園や学校・児童クラブ等とタイアップした地域活動を行い、地域の高齢者や障害のある人との交流を促進します。 ○企業・学校等が行うボランティア体験に協力します。 ○ボランティア講座や福祉に関する学習会を開催します。
市社会福祉協議会	○青少年のボランティア活動や地域での青少年との交流を促進する活動を支援します。 ○ボランティア活動の取り組みや成果について、広く周知し活動の波及や促進を行います。 ○小中学校を福祉協力校に指定し、地域の関係団体と協力し、児童・生徒のボランティア活動体験や福祉の学習会等を通して、思いやりの心を育みます。 ○地域の関係団体と協力し、市民を対象とした福祉講座やボランティア講座、ボランティア活動体験等を企画・実施します。
行政	○高齢者や障害のある人に対する基本的理解、福祉・介護などの課題に関する理解が深められるよう学習・教育機会の拡充を図ります。

(基本施策Ⅳ) 人権教育・人権啓発

(現状)

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち一人ひとりの人間をいたわり尊重することです。また、児童虐待、障害のある人への虐待、高齢者虐待、DV など地域の中で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが強く求められています。

(施策の方向性)

教育機関、福祉施設、地域、家庭など様々な機会を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取り組みを進めます。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○人権尊重に対する理解と認識を深め、人権に関する講座に積極的に参加します。 ○子供、女性、高齢者及び障害のある人への人権を尊重し、虐待防止に取り組みます。
地 域	○地域で行う福祉講座などで人権について研修します。 ○人権教育を推進する人材育成に努めます。
市社会福祉協議会	○行政・教育機関と協力し、市民、地域福祉活動関係者、福祉事業従事者を対象とした人権研修を企画・実施します。 ○地域が企画する人権講座の内容について、講師などの情報提供を行います。
行 政	○「金沢市人権教育・啓発行動計画」に基づき、必要な施策を進めます。

基本目標②「地域福祉活動の促進」

(基本施策Ⅰ) 地区社会福祉協議会の活性化

(現状)

地区社会福祉協議会と地域団体との協力関係は全般的に良好であり、特に地域行事などの企画・運営の面で活発な交流があります。

一方、増加するひとり暮らし高齢者等の生活課題への支援活動について、地区社会福祉協議会を中心とした取り組みが今後求められます。

地域内の様々な課題・ニーズに対して組織的な取り組みを進めるために企画スタッフ等の拡充や構成団体の連携強化が必要です。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会の活動と役割の必要性について、地域住民に理解と協力を求めています。また、地域住民に対しての適切な情報提供やニーズに応じた地域福祉活動が実践できる組織への変革を図っていきます。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地区社会福祉協議会が行う活動等に関心を持ち、積極的に参加します。
地 域	○地区社会福祉協議会の理事会等を定期的に行い、構成団体間の意思疎通を図ります。 ○地域福祉活動計画策定にあたっては、地域住民の積極的な参画に努めます。 ○地域福祉を推進するスタッフの充実を図ります。 ○地域内のネットワークづくりを進める観点から、構成団体の拡大に努めます。 ○随時、若手の事業推進リーダーを登用するなど、活力ある組織体制の構築に努めます。
市社会福祉協議会	○地区社会福祉協議会の活動指針や活動マニュアルを策定します。 ○地区社会福祉協議会の事業・活動に対する支援体制を強化します。 ○地域福祉活動計画策定の支援を行います。
行 政	○地域住民の生活課題等を解決するために、地区社会福祉協議会の相談支援機能の強化を図ります。 ○地区社会福祉協議会の活動に対して必要な支援を行います。 ○基本目標③「地域支え合いネットワークの構築」を推進する事業を支援します。 ○事業推進における地区社会福祉協議会のマネジメント力の向上を支援します。

(基本施策Ⅱ) 民生委員等の活動環境整備

(現状)

地域福祉の主な担い手には、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員が挙げられ、特に民生委員は地域福祉推進の要として活動されています。

一方、支援を必要とする人の増加、度重なる福祉制度の改正、活動上必要な個人情報が得られにくい、などの要因により民生委員活動の負担感が増しています。

本市において、これまで民生委員のなり手不足という問題は起こっていませんが、今後の超高齢社会の進行に伴って、民生委員のなり手を確保することが難しくなる可能性があります。

また、まちぐるみ福祉活動推進員の活動内容が十分に知られていないという課題があります。

(施策の方向性)

住民からの期待に応えられる活動を展開できるよう、民生委員と町会等の地域団体との日常的な活動交流や地域住民への民生委員活動の周知など、活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、民生委員とまちぐるみ福祉活動推進員との連携の強化を図ります。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員の役割について理解し、その活動に積極的に協力します。
地 域	○民生委員と町会など地域内の関係団体との連携・協力関係を深めます。 ○地域の広報誌などで民生委員活動を紹介します。 ○民生委員とまちぐるみ福祉活動推進員との情報交換の機会をつくります。
市社会福祉協議会	○円滑な民生委員活動のため、地区民生委員協議会への支援を強化します。 ○民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員の資質向上のため、地区ごとの研修企画の支援や各種研修会の実施を行います。 ○民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員等の活動を、福祉講座やホームページ、広報誌等でわかりやすく市民へPRします。 ○民生委員の対応困難ケースについて、専門機関・関係団体・行政との連絡調整を行い、ケース検討会等によりその解決に取り組めます。
行 政	○民生委員活動の負担感や業務量の軽減を図るため、選任基準や定数配置基準について必要な見直しを行います。 ○見守り活動に必要な個人情報の提供や共有のあり方について、条例制定も含めたルールづくりを検討します。 ○民生委員と一体となって活動するまちぐるみ福祉活動推進員の機能強化について検討します。 ○ケース事例集を取り入れるなど、より実務的な民生委員活動の手引きを作成します。

(基本施策Ⅲ) 地域活動の担い手の育成・確保**(現状)**

地域福祉を支える担い手が不足、高齢化、固定化の状況にあり、また後継者がなかなか得られにくいという課題があります。持続的な活動を推進し、また多様な地域活動を展開していくためには、人材確保は不可欠です。

(施策の方向性)

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「おたがいさま」の精神の上に成り立っています。

この精神を実際の地域活動に結びつけるために、活動の実践を目的とした福祉講座の充実、ボランティア活動を促進する取り組みなどにより地域福祉の担い手を生み出します。

また、地域福祉活動を継続させ、充実させるために、担い手の確保と併せて、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成を図ります。さらに、新たな担い手として企業や学生のボランティアの期待は大きく、地域で活動しやすい環境づくりを進めます。

その他、高齢者の中でも団塊の世代を中心に知識や経験を持った元気な方々が地域におけるボランティア活動で活躍できるよう支援します。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○地域や学校でのボランティア活動に参加します。 ○仕事や趣味等で培ってきた技術や特技を地域活動に役立てます。 ○ボランティア養成講座等に積極的に参加します。
地 域	○誰でも参加しやすいボランティアの仕組みづくりやボランティアの協力を広く住民に呼びかけます。 ○地域外からの支援を受け入れる「受援力」を高めます。 ○地域で活動している個人・ボランティア団体等との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。 ○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めます。 ○団塊の世代の人々が地域の福祉活動の貴重な人材として活躍できる機会をつくります。 ○退職された人などが新たに地域活動に参加できるきっかけづくりを行います。 ○事業の計画段階から学生が参画できるように努めます。
市社会福祉協議会	○市民へのボランティア団体の活動内容やイベント・講座の情報発信の充実、ボランティアリーダー育成講座の開講、地域・ボランティア団体との連携の場づくりなどボランティアセンターの内容の充実を図ります。 ○福祉ボランティア連絡協議会と協力し、地域のボランティアリーダーの育成を行います。 ○金沢ボランティア大学校等のボランティア養成機関・団体との連携強化を図り、地域での福祉活動の担い手として繋げる取り組みを行います。

行政	○地域における福祉人材を育成する取り組みを支援します。 ○ボランティアグループの地域での活動を促進するために必要な支援を行います。 ○地域におけるボランティア活動の活発化を図るため、ボランティアセンターの機能強化を図ります。 ○学生が地域活動に参加しやすくするために必要な情報提供を行います。
----	---

(基本施策Ⅳ) 地域活動の自主財源の確保

(現状)

現在、地域活動の主な財源は行政からの委託料等ですが、特定事業への交付であり、地域が自主的に使える資金は、共同募金の配分金や寄附金などに限られています。

(施策の方向性)

今後の地域福祉活動の推進にあたっては、地域事情に応じた地域独自の活動が期待されますが、その活動を支える財源については、地域において確保することも考えていく必要があります。

それぞれの地域で多様な活動が展開できるよう、必要な資金の確保を促進します。

実施主体	取組内容・役割
市民	○地域福祉活動の財源となる共同募金の趣旨を理解し、募金活動に協力します。
地域	○賛同する住民からの会費等で事業を行う仕組みづくりなど、地域における財源確保のあり方を検討します。 ○地域の広報誌に商店街の有料広告を掲載する等の新たな財源確保や魅力アップにつながる連携の仕組みをつくります。 ○地域活動にコミュニティビジネスの視点を取り入れます。 ○有償サービス・有償ボランティアの仕組みづくりを検討します。 ○地域ファンド、地域通貨、地域商品券などの導入を検討します。
市社会福祉協議会	○有償サービス・有償ボランティアの仕組みづくりを支援します。 ○各種財団等が行う助成金についての情報提供や相談支援を行います。 ○地域福祉活動の財源となる共同募金運動への協力者の拡大に努めます。
行政	○地域が支え合い活動の内容を自主的に企画することができる資金の交付方法を検討します。 ○各地域団体等が自主財源を確保できるよう必要な情報提供を行います。

基本目標③「地域支え合いネットワークの構築」

（基本施策Ⅰ） もれのない見守り体制の構築

（現状）

少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、早期発見、早期対応、不安解消等が必要な、いわゆる「見守り」を必要とする人が増加しています。また、近年発生している孤立死の事案に見られるように、孤立死は、ひとり暮らし高齢者だけの問題でなく、若い世代や複数人世帯にも広がっています。

その他、ひきこもり、自ら地域からの支援を拒む人、周囲からわかりにくい虐待の事案が近年、増加傾向にあります。

（施策の方向性）

従来の見守り活動から外れる人や制度から外れる人を社会から孤立させない取り組みが急務であることから、地域に関わる団体・事業者などによるネットワークの充実・強化を図り、地域全体で見守る体制を構築します。

また、近年の多発している自然災害を受けて、地域における安全・安心の確立が求められていることから、日常的な見守りなどの取り組みを通して、災害時に備えて支援を必要とする人を地域で支える仕組みづくりを進めます。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○身近に支援が必要な人がいれば、気に掛けて積極的な見守りや助け合いをご近所同士で行います。 ○異変や問題に気付いた場合は、市役所や児童相談所、地域包括支援センター等の専門機関に相談、連絡します。
地 域	○地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりをまちぐるみで進めます。 ○地域包括支援センターや民生委員などとの連携・協力を強化します。 ○民生委員と自主防災会との連携を深め、情報共有を図ります。 ○防災マップや見守りマップなどを地域住民で作成します。
市社会福祉協議会	○地域団体・ボランティア・学校・福祉施設・企業・NPO・行政等、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークづくりに取り組みます。 ○様々な不安や悩みを抱えている人を支援するボランティア・NPO 団体等の活動について支援や情報提供を行います。 ○認知症や介護に関する講座など、市民が見守り活動をサポートできる体制を支援します。

行政	○地域団体、ボランティア、学校、福祉施設、企業、NPO、行政など、地域を取り巻く担い手の連携やネットワークづくりに取り組みます。 ○地域包括支援センターの周知に努めるとともに、関係機関との連携や相談支援体制の強化に努めます。 ○福祉・税・医療保険・水道・ガス等、市役所内の各部署・機関の連携を図り、生活に困窮している人の早期支援体制を整えます。 ○外部からの支援を受け入れる力、「受援力」を高める講座を開講します。 ○民生委員などの見守り活動を補完する ICT を利用した見守りシステムを検討します。 ○福祉防災台帳の登載率を高めるように努めます。
----	---

（基本施策Ⅱ） きれめのない相談支援体制の構築

（現状）

生活課題が多様化する中、身近に相談できる人がいないことや相談先がわからないために、問題を抱え込んだり、孤立してしまう人もいます。また、そのことにより、不安定な生活に陥ったり、児童虐待や高齢者虐待などにつながることも危惧されます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する相談は、年々増加しています。

（施策の方向性）

いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、それぞれの地域における相談体制の整備を進めます。

また、地域の身近な相談窓口では対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などに、相談の内容に応じて専門機関につなげることができる相談の重層化を進め、適切なサービスが確実に受けられる体制を構築します。

判断能力が低下した高齢者や障害のある人の地域での生活を支え、その権利が擁護されるように、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

実施主体	取組内容・役割
市民	○福祉サービス利用に関する情報収集や相談窓口の把握を行います。
地域	○介護・虐待・成年後見制度等専門的な知識を地域で研修する機会をつくります。 ○地域包括支援センターと民生委員などとの連携・協力を強化します。 ○地域福祉コーディネーターなどの配置により相談援助体制を整えます。
市社会福祉協議会	○成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制・日常生活自立支援事業の充実や研修会の開催等、市民への積極的な制度周知に努めます。 ○市民後見人を養成するための課題を整理します。 ○相談支援を行う専門スタッフの充実を図ります。

行政	○地域包括支援センターなど専門機関による相談体制や関係機関への連絡体制を強化します。 ○福祉に関連する相談機関・窓口や各種福祉制度・成年後見制度等を広報誌等でわかりやすく市民にPRします。 ○判断能力が低下した人を地域で支えるために、市民後見人の養成を含めた権利擁護システムを構築します。 ○地域の生活課題に対応する地域福祉コーディネーターの配置を支援します。
----	--

「地域福祉コーディネーターとは」

(厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」より)

住民の地域福祉活動は住民同士の支え合いであるが、時には困難にぶつかることや、住民では対応できない困難で複雑な事例にぶつかることもある。また、住民の地域福祉活動がうまく進むよう、住民間や住民と様々な関係者とのネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するための資源の開発を進める必要もある。

したがって、住民の地域福祉活動を支援するため、一定の圏域に、専門的なコーディネーターが必要である。このコーディネーターは、

- ① 専門的な対応が必要な問題を抱えた者に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また、自ら解決することのできない問題については適切な専門家等につなぐ。
- ② 住民の地域福祉活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わる者によるネットワーク形成を図るなど、地域福祉活動を促進する。

などの活動を実施することが求められる。

(基本施策Ⅲ) 地域主体の生活サポート体制の構築

(現状)

ひとり暮らし高齢者を中心に、買い物、ゴミ出し、除雪、電球交換などの日常生活のちょっとした困り事が地域の生活課題として近年顕著になってきています。高齢者等が地域で安心して暮らせる仕組みが求められています。

(施策の方向性)

地域の生活課題について、公的サービスですべて対応することに限界があることから、多様な実施主体の参加による地域住民主体の新たなサポート体制を構築することで、必要なサービスを提供し、生活課題の解決を図ります。

実施主体	取組内容・役割
市 民	○除雪、ゴミ出しなどについて、ご近所の協力で助け合います。
地 域	○ひとり暮らし高齢者等の生活ニーズと地域住民のボランティア活動のニーズに関する情報を一元化・マッチングし、地域で解決できる仕組みづくりに取り組みます。 ○地域課題を解決するために企業、NPO、シルバー人材センターなどとの連携を図ります。
市社会福祉協議会	○地域での生活課題に対応する新たな支え合いの取り組みを支援します。 ○地区社会福祉協議会や民生委員協議会、町会連合会、公民館、女性会（婦人会）、老人会、地域のボランティア、地域包括支援センター等の専門機関、NPO 団体、事業所、行政と連携・協力し、市民の生活課題の解決に向けた仕組みづくり・体制づくりに取り組みます。
行 政	○ちょっとした困り事等の生活課題について、地域のボランティア等のサポートで解決できる仕組みづくりを支援します。また、仕組みづくりのノウハウや成果を各地域に提供し、生活サポート体制の構築を促進します。 ○地域と連携する NPO や企業等の取り組みを支援します。 ○地域の生活課題に対応できるよう各地域団体間の連携・協働を促進します。

第5章 計画の推進体制

1 金沢市社会福祉審議会

本計画の進行管理を目的に、計画の進捗状況は、「金沢市社会福祉審議会」に報告し、施策推進における評価並びに助言・提言を受けていきます。

2 推進会議

本計画で示した取り組み内容を推進・具現化するために、庁内関係課、市社会福祉協議会などによる地域福祉計画推進会議（仮称）を開催し、事業の適正な進行と改善に向けた検討を行います。

3 計画の広報

より多くの市民に「金沢市地域福祉計画」を周知するために、市のホームページ掲載や概要版の配付などを行うとともに、各地域の会議などで直接計画の考え方を説明し、理解を求めています。

4 地域福祉活動計画（地区別計画）

地区社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」の初期段階から福祉関係課や市社会福祉協議会が指導・助言し、本計画との相互連携を図ります。

また、策定後の計画推進にあたっては、各地区と行政・市社会福祉協議会と情報交換する場を設け、必要な支援を行います。



資料編

Ⅰ 地区別意見交換会の概要

計画を策定するにあたり、地区社会福祉協議会をはじめ、地域活動を推進している地域団体の皆様と意見交換会を行い、地域事情の把握や計画策定への助言等の意見をいただきました。

(平成23年度)

地区名	開催日時	出席者数	議題等
米 丸	平成23年11月25日(金)	8人	①地域福祉活動計画(地区別計画)について ②地域福祉推進に関する諸課題について
富 樫	平成23年11月29日(火)	7人	
長土堀	平成23年11月30日(水)	13人	
西	平成23年12月7日(水)	8人	
馬 場	平成23年12月9日(金)	8人	
小立野	平成24年1月17日(火)	10人	
新 豎	平成24年1月19日(木)	9人	
浅野川	平成24年1月20日(金)	9人	
森 山	平成24年2月2日(木)	10人	
押 野	平成24年2月10日(金)	11人	

(平成24年度)

地区名	開催日時	出席者数	議題等
諸 江	平成24年11月2日(金)	9人	①地域福祉活動に関する課題について ②地域福祉計画2013骨格案について
松ヶ枝	平成24年11月7日(水)	13人	
弥 生	平成24年11月12日(月)	12人	
内 川	平成24年11月15日(木)	10人	
泉 野	平成24年11月16日(金)	13人	
味噌蔵	平成24年11月19日(月)	16人	
長 田	平成24年11月19日(月)	14人	
千 坂	平成24年11月26日(月)	9人	
三 和	平成24年11月29日(木)	15人	
夕日寺	平成24年12月18日(月)	7人	

2 地域福祉活動に関するアンケートの概要

地域福祉活動計画（地区別計画）の策定・推進において中心となる地区社会福祉協議会（54地区）に活動状況や地域の諸課題などについてアンケート調査を平成24年9月に実施しました。

（1）地区社会福祉協議会について

①地区社会福祉協議会の構成団体

構成団体	地区数	構成団体	地区数
地区民生委員児童委員協議会	54	遺族会	16
町会連合会	50	交通安全協力会	15
公民館	46	保護司会	13
老人会	44	子ども会	10
まちぐるみ福祉活動推進員	40	母子寡婦福祉会	10
校下婦人会	38	善隣館	9
児童クラブ	29	地域包括支援センター	8
障害のある人の団体	27	青少年健全育成会	8
地域内のボランティアグループ	26	地域内の福祉施設	8
児童館	24	自主防災会	6
消防団	23	健康を守る市民の会	5
育友会・PTA	23	スクールサポート隊	5
少年連盟	22	商店街	4
防犯委員会	20	日赤奉仕団	3

②地区社会福祉協議会の定期的な会議（理事会、団体長会議など）の開催状況

開催頻度	地区数
毎月開催	1地区
2～3ヵ月に1回開催	11地区
年に3回以上開催	1地区
半年に1回程度開催	15地区
1年に1回開催	13地区
必要に応じて開催	13地区

③地区社会福祉協議会の構成団体同士の連携・協力に関する課題（複数回答）

連携・協力に関する課題	地区数
特に問題はない。	20地区
地域課題が各団体間で共有されていない。	17地区
団体間を連絡・調整するコーディネート役がいない。	15地区
各団体の事業内容を詳細に把握していない。	15地区
各団体が集まる機会が少ない。	14地区
地区社協の事業が少なく、各団体が独自に活動をしている。	10地区

④地区社会福祉協議会が主催する事業・行事等の主なスタッフ

スタッフ	地区数
民生委員児童委員	54地区
地区社会福祉協議会の会長	53地区
地区社会福祉協議会の職員	49地区
まちぐるみ福祉活動推進員	48地区
地区社会福祉協議会構成団体の役員等	30地区
地域のボランティア団体	28地区
学生	2 地区
企業・イベント事業者	1 地区
福祉団体や町連団体	1 地区

⑤今後、地区社協の構成団体以外で地域福祉活動を推進する上で連携を図る必要がある団体

連携が必要な団体	地区数
金沢市社会福祉協議会	42地区
地域包括支援センター	39地区
市役所などの行政機関	37地区
地域内の小中学校・高校	32地区
地域内の福祉施設	25地区
学生ボランティア	9 地区
企業・企業ボランティア	6 地区
NPO（特定非営利法人）	5 地区

(2) 地域の諸課題について

①地域行事等への若年層の参加状況や参加を促進するための工夫（主な意見）

- 近隣の小中学校・高校とサロンの交流会を開催
- 高齢者宅へのボランティア活動に中学生が協力
- 児童クラブで学生サークルとの交流会を開催
- ボランティアとして活動している学生達を校下全体のふれあい地域交流会などに招待し、親睦を図る。
- 若年層のみの地域行事に参加する人数はどんな行事をしても限定される。休日等に子供達を誘っての行事を取り入れている。
- 親子で参加出来る行事を取り入れている。
- 広報誌によるボランティア内容の紹介
- 中学生による児童クラブキャリア体験の受け入れ
- 敬老会への子供たちの参加交流
- 世代間交流事業として小学生、親、老人が手づくりのおもちゃ作りやお茶会をして交流している。

②各地区における地域ボランティアなどの福祉人材の確保・育成（主な意見）

- 少し若い世代である校下婦人会にスタッフとしてサロンや敬老会の運営に参画してもらっている。
- 共同募金のボランティアを広く地域に求め、ボーイスカウトや小中学校の児童生徒に参加してもらっている。募金活動の様子を広報紙等で紹介し、好評を得ている。
- 地域のボランティアグループでは、ボランティアの他に自主研修も行い、会員同士の親睦を図り、楽しく活動ができる場を提供することで人材の確保につながる。また、子どもボランティアとも交流し、次世代へつなげている。
- 小学校の協力を得て、配食サービスの手伝いをお願いしている。早くから体験が芽吹き、育つことを期待して毎年取り組んでいる。
- 地域の福祉活動に熱意や経験のある人に、人的、金銭的な助成をしてミニ地域サロンを実施し、地区の福祉の拠点として高齢者の交流と情報の収集活動を行ってもらっている。
- 福祉だよりや個別の働きかけにより、ボランティアグループに所属してもらい、要援護世帯の見守り活動に参加してもらっている。
- 地域行事参加者にボランティアへの説明・協力
- 小学生と高齢者がふれあう場をつくっている。（3年生はサロン訪問や施設慰問、6年生は配食会（おはぎ）を一緒に配付）ボランティアや高齢者への理解を深め、将来につながればと思っている。
- 婦人会に地域サロンのお手伝いをお願いしてボランティア会への入会を勧めている。
- 町会との連携を密にしてボランティア人材の情報を得たい。

○地区のボランティア会からまちぐるみ福祉活動推進員、民生委員の推薦をお願いしている。

③買い物、ゴミ出し、除雪などの日常生活を支援する取り組み

(取り組み状況) 「取り組んでいる」 17地区 「取り組んでいない」 37地区

(取り組み事例)

- 高校生のボランティアによる除雪
- まちぐるみ福祉活動推進員がゴミの日に声をかけ、ゴミ出しを手伝う。
- 民生委員と町会長が連携をとり、ひとり暮らしの方の除雪に協力。
- 高齢者等買い物利便性向上事業の利用促進についての周知
- 買い物について、宅配サービスの紹介などを実施

(課題解決の方策・アイデア等)

- 金沢市シルバー人材センターの活用
- ボランティアポイントなどを発行し、ボランティアをした人がそれを利用し、支援してもらうことが出来る仕組みがあったらよいと思う。
- 各町会でボランティア組織が立ち上がると良い。
- 民間業者（宅配弁当、掃除、電気修理、水回り修理、ふすま障子貼り替え、網戸サッシ補修等）の地区内利用ガイドが出来れば、利用料金、業者名が明確となる。
- 介護福祉センターか町会に市が相談員を派遣してボランティア等を募り、要望に応えることはできないか。

④「孤独死」「孤立死」に関する各地区の取り組み

取り組み項目	実施中	検討中	主な実施主体等
民生委員・まちぐるみ福祉活動推進員による見守り活動	54地区		民生委員
地域サロン	54地区		地区社協、民生委員
地域包括支援センターとの連携	51地区	1 地区	民生委員、地区社協
一人暮らし高齢者の交流会	34地区	2 地区	民生委員、地区社協
要援護者マップの作成	29地区	8 地区	民生委員
配食サービス	24地区	1 地区	地区社協、民生委員、ボランティア会
緊急連絡名簿の作成	22地区	7 地区	民生委員
地域内の各種団体による見守りネットワークの構築	11地区	11地区	町連、民生委員、地区社協

⑤地域防災に関する各地区での取り組み

取り組み項目	実施中	検討中	主な実施主体等
防災訓練・避難訓練	39地区	4地区	町連、自主防災会
災害時を想定した図上訓練	33地区	4地区	町連、自主防災会
防災マップの作成	27地区	11地区	町連、自主防災会、民生委員
防災士・災害ボランティアコーディネーターの養成	26地区	6地区	町連、自主防災会
自主防災組織と民生委員等との連携強化	20地区	17地区	自主防災会、町連、民生委員
防災台帳（地域独自の台帳）の整備	13地区	8地区	町連、民生委員

⑥地域内における個人情報の取扱い（主な意見）

- 個人情報保護という言葉が一人歩きをして地域の連携を妨げている要因の1つとなっている。
- 高齢者のひとり暮らしの方で名簿等の登録について拒否する方がいる。（防災マップを作成するうえでのネックとなる。）
- 現在、ネックとなっているのが、個人情報の取扱いですが、使用目的をはっきりさせることを明確化し、そのネックを超越した行動をとらないと真実なる情報を得ることができない。
- 福祉防災マップ作りを計画するうえで、個人情報の取扱いに関して、各団体、住民に個人差があり、町会にももっと協力してもらい、福祉活動の推進を図りたい。
- 災害時における要援護者支援、救援に対する地域内の連携について、その一つとして民生委員がその職務上知り得た情報（一人暮らし高齢者の親族への連絡先や病気の状況）等をその方の所在マップとともに、常時は非公開として災害時に地域内の町会長等が閲覧できるように公民館に保管する。
- （地区内の）いくつかの町会において、町会名簿が作成されておらず、民生委員活動に支障をきたす要因となっている。
- 個人情報の考え方は人により積極的な方、否定的な方と大別される為、いろいろなデータを集約するべく討議、検討しても60～70%位しか情報公開してもらえないので、データそのものが役に立つのか疑問であるとの意見があって前に進まない。
- 障害のある人についての情報が少なく、災害時に把握できない人が出る心配がある。
- 安否確認の際にも個人情報をたてに取り、確認を拒否する場合もあり、民生委員に個人情報を知る権限を与えてほしい。
- 個人情報の利用は、本人の許諾が必要であるが、厳格な利用規約を制定するなど地域活動に活かせる方法をお願いしたい。
- 福祉防災台帳の情報をどこまで広げたらいいか。
- 個人情報の保護は大切なことですが、時と場合によっては柔軟に対応する必要があると思う。
- 民生委員が把握している高齢者世帯、要援護者のリストを自主防災訓練時等に使いたいと思うが、

個人情報保護の為使えない。訓練時より公開して対策を検討しておく必要がある。

- 地区内に100戸の県営住宅があり、町会組織が在来の町会のようにスムーズにいかない事柄が多く、民生委員が困ることが多い。
- 高齢者やひとり暮らしの方の見守り活動をする上で近所の方に聞いたり、お願いすることが出来ず、活動がどこまで大丈夫なのか、ダメなのかよくわからない。
- 現場は、相手との人間関係を築く中で、個人情報の収集を行っている。時間もかかれば根気もある。そうして集めた情報もただ持っているだけでは意味がない。現場、地域包括支援センター、行政の三者が互いに情報を交換・共有してこそ、何事にも有効な対策がとれるのではないか。現場も守秘義務を負っているのだから、行政サイドももう少し試みてはどうか。一番苦労しているのは「現場」なのだから。
- 70才以上を対象に「敬老会」を実施する際、民生委員、町会長の協力を得て対象者名簿を作成するが、名簿からもれる方もいて苦慮している。
- 現状は、民生委員が個人情報を持っているが、緊急や災害時において町会と情報の共有が必要だとわかっているが、実際にはなかなか個人情報の開示ができない。個人情報保護法について、しっかり勉強し、災害時には必要な情報だということを地域にわかってもらう活動が大切だと思う。
- 個人情報をどこまで誰と共有するのか、いつも問題になる。
- 障害者手帳保持者の把握が出来ないこと。
- 目的がはっきりわかっていることに関しては、対象者に個人情報アレルギーにならないように広くPRしていくべきであり、当地区としては機会をとらえて話をしている。地域サロン参加者にも説明して口コミを利用している。
- 地域包括支援センターからの情報が少ない。
- 集合住宅（アパート、マンション）の実態がわからない。
- 障害のある人、小中学校のいじめ、不登校の情報はなし。
- 個人情報の趣旨説明をして理解を得るようにしているが、取扱い注意を明記して呼び掛ける。
- ひとり暮らし高齢者情報で昼間ひとり暮らし高齢者又は一定期間、家人不在（旅行、入院等）によるひとり暮らし高齢者の情報収集方法（が課題）
- 事故、障害の情報等身近な情報の集約
- 認知症の情報のとらえ方の難しさと確認方法の共有
- 高齢者を優先する行事においても生年月日の開示ができない。
- 災害時の連絡方法がない。（民生委員、町会、まちぐるみ福祉活動推進員）
- 命や健康にかかわることについては、関係機関に情報を提供すべきである。
- 防災訓練の時、情報を提供するかどうか問題となった。（提供しなかった。）

（３）地域福祉活動計画（地区別計画）について

①地域福祉活動計画（地区別計画）を策定したことによって地域福祉活動に効果がありましたか？

大いに効果があった。	5 地区	}	小計 43地区	「問い②」へ
多少効果があった。	38地区			
あまり効果がなかった。	9 地区	}	小計 10地区	「問い③」へ
ほとんど効果がなかった。	1 地区			
未回答	1 地区			

②①の問いで「A 大いに効果があった」「B 多少効果があった」とお答えになった地区社協にお尋ねします。効果があったのは、どんな点ですか？

効 果 の 内 容	地区数
地域内の関係団体間の連携が深まった。	28地区
地域内の行事等への参加者が増えた。	17地区
地域課題が把握できた。	17地区
新規事業を実施することができた。	15地区
地域内の住民間・世代間の交流が活発になった。	13地区

③①の問いで「C あまり効果がなかった」「D ほとんど効果がなかった」とお答えになった地区社協にお尋ねします。効果がなかったのは、どのような理由からですか？

効果がなかった理由	地区数
計画が地域住民に十分に周知できなかった。	8 地区
地域内の関係団体と十分な話し合いができなかった。	5 地区
事業を推進するリーダーがいなかった。	3 地区
企画スタッフが足りなかった。	3 地区
計画した事業の予算化ができなかった。	2 地区

④地域福祉活動計画（地区別計画）を策定する際、「金沢市地域福祉計画2008」はどの程度参考にしましたか？

大いに参考にした。	10地区	
ある程度参考にした。	31地区	
あまり参考にしなかった。	8地区	} 小計 11地区 「問⑤」へ
ほとんど参考にしなかった。	3地区	
未回答	2地区	

⑤④の問いで「C あまり参考にしなかった」「D ほとんど参考にしなかった」とお答えになった地区社協にお尋ねします。参考にしなかったのは、どのような理由からですか？

参考にしなかった理由	地区数
市の計画より他地区の計画の方が参考にしやすいかった。	6地区
前回策定した地区別計画を見直す特段の事情・課題がなかった。	3地区
市の計画には多岐にわたって地域課題が挙げられているが、ポイントがよくわからなかった。	1地区
市の計画に示されている策定モデルスケジュールどおりに進められるスタッフがいなかった。	1地区

⑥今後地区で重点的に取り組む必要がある課題（5つ以内で回答）

取り組み課題	地区数
地域ボランティアの育成	36地区
地域の見守りネットワークの構築（孤立防止を含む）	33地区
地域防災の取り組み	28地区
サロン事業の拡充	27地区
地域内の関係団体との定期的な会議	16地区
地域住民への情報発信	16地区
地域における自主財源の確保・新規開拓	14地区
買い物、ゴミ出しなどに対する生活支援事業	12地区
世代間交流事業	10地区
地域福祉コーディネーターの配置・育成	8地区
コミュニティ交流拠点の整備・確保	7地区

地域における相談窓口の設置	2 地区
企業・NPO・学生などとの連携	2 地区
情報の共有化	1 地区

⑦地区別計画を策定するにあたって、必要と思われることや行政への要望等

- 地区別計画を地域全体で取り組むべきものという意識をつくりたい。
- 地区社会福祉協議会の組織の見直し
- 地域で行事に取り組むにしても、民生委員の負担が多くなる為、町連の協力が必要である。公民館に社協の事務局を置く地域は町連との交流があるが、そうでない地域は、福祉に理解はあるが、活動となると、協力を得るのが難しい。
- 具体的な指導を関係団体及び行政は配慮すべきではないか。
- 地区内の諸団体に精通しているリーダーが必要。
- 計画策定にあたっての事前研修、情報提供等、支援をお願いしたい。
- 事業を企画実行するためのボランティアを組織育成。
- 地域包括支援センターの増員・充実
- 新規事業を実施するための財源
- 防災の取り組みへの指導。有事の際の行動マニュアルの作成。
- 計画策定のための勉強会
- 地区内の方々の意見や要望を聞く。(全世帯アンケート)
- 地域における福祉活動は、地区社協だけで行っているわけではない。地域の各種団体が推進する事業や行事の中には、多かれ少なかれ福祉の分野が含まれている。従って、地区別計画を策定するに当たっては、地域内の各種団体を包み込む程の枠組みを組まなければ重層的な計画はつukれない。地区社協にはまだそれだけの力はない。行政には、地域に対して計画策定の意義、動機づけ、今後の方向性、ノウハウ等の啓発活動を望みたい。それによって、地域の抱える新しい課題もまた見えてくるかもしれない。
- 行政には金沢市全域統一したアンケートの試案の作成をお願いしたい。それに基づいてその地区なりの計画ができると思う。
- 地域の特色や住民のニーズを基に行政と地域が協議して計画を策定したい。策定に当たり、行政に地域に出向いて実情を把握し、計画についてアドバイスいただきたい。
- 各種団体との情報交換や支援センターとの連携を強化し地域住民のつながりを強めていきたい。
- 各種の公的機関や各種団体とのネットワーク作りを明確にしていけば、救われていくことが多くなると思う。
- 市社会福祉協議会、市福祉関係課で時々地区を巡回してはどうか。

3 平成24年度民生委員児童委員活動実態調査結果の概要

(1) 調査実施概要

1 調査の目的

急速な少子高齢社会の進行に伴って民生委員児童委員・主任児童委員（以下、委員）の活動領域が拡大し、業務量が増加傾向にある中で、その活動実態を把握し、今後の地域福祉推進における役割・機能を検討するため、本調査を行う。

2 調査方法

- ①調査対象 金沢市の全委員
- ②対象者数 1,043名（男408名・女635名）
- ③実施方法 金沢市が金沢市社会福祉協議会に委託して実施。委員が記入した調査票は、各地区民生委員児童委員協議会で取りまとめ、金沢市社会福祉協議会に提出。
- ④調査期間 平成24年7月3日～7月31日

3 回収状況

本調査の回収状況は下表のとおり。

送付数	回収状況		回収率
	区分	性別	
1,043名	民生委員児童委員 723／934名	男 282／382名	95.7%
		女 435／552名	
	主任児童委員 91／109名	男 19／26名	
		女 65／83名	
	未記入 184名	未記入 197名	
	合計 998／1,043名	合計 998／1,043名	

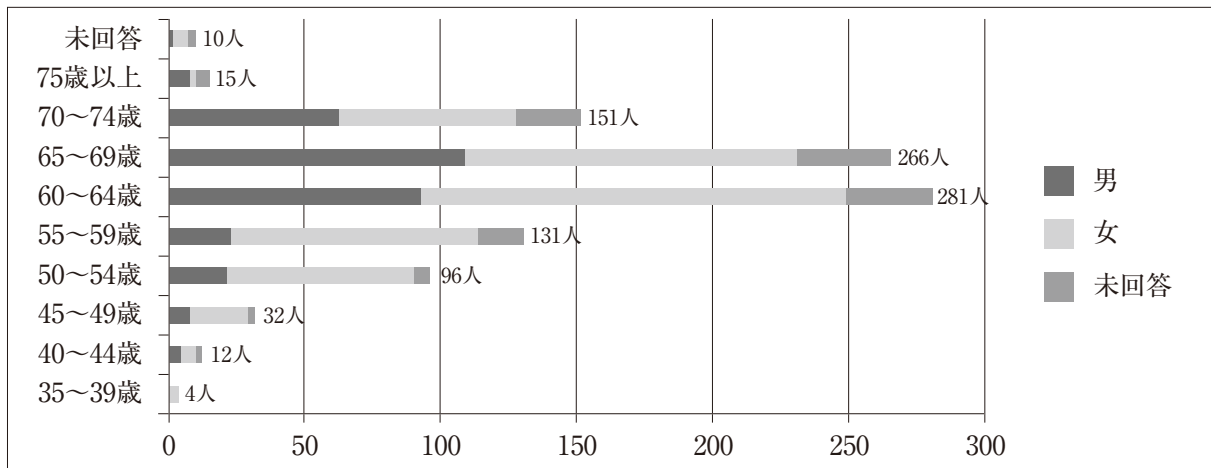
4 実施主体 金沢市

5 調査委託先 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

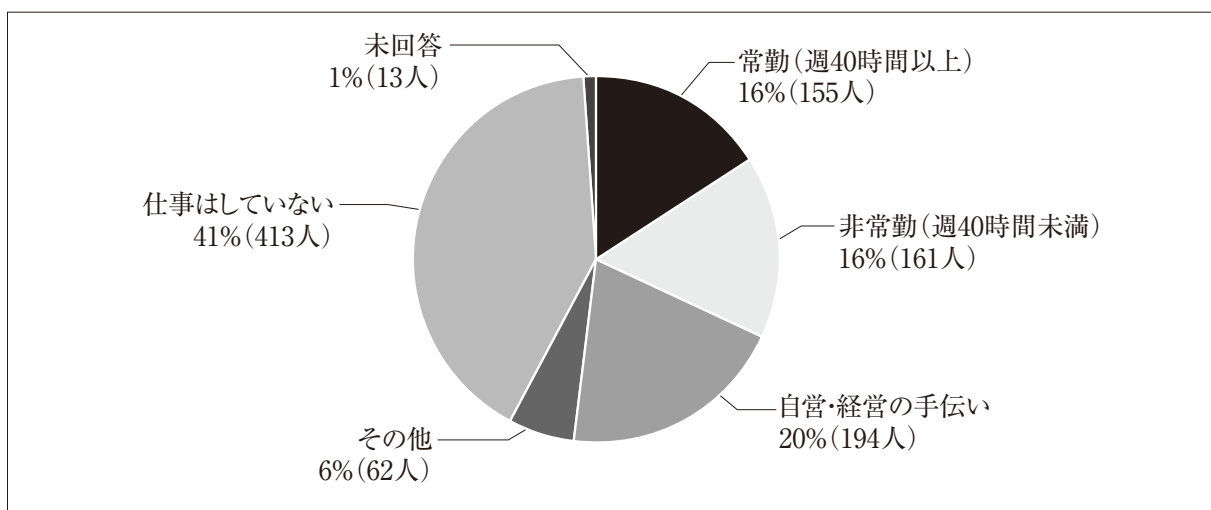
(2) 集計結果

1 回答者の状況

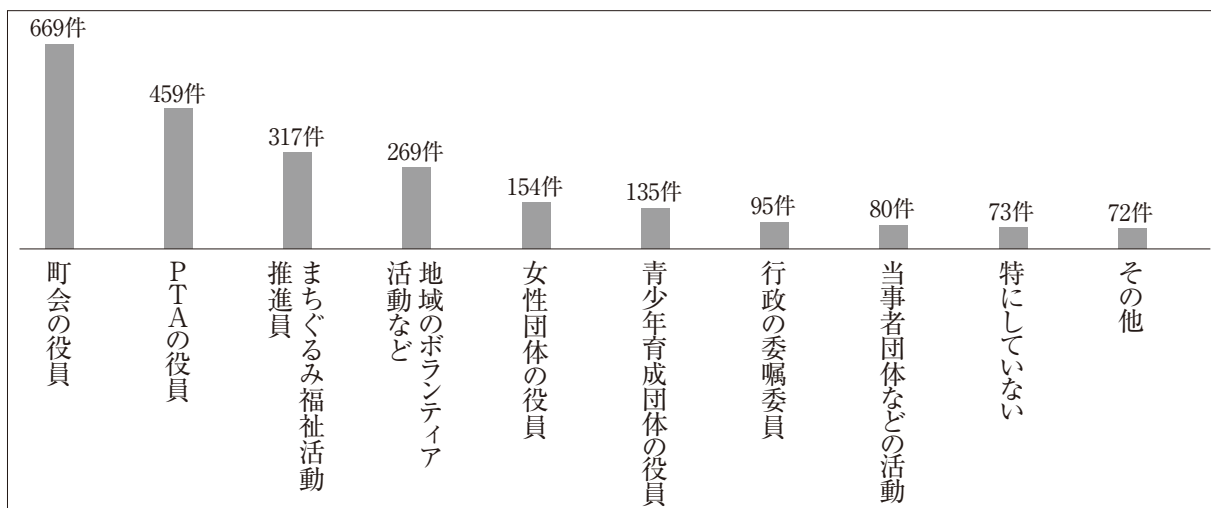
①現在の年齢



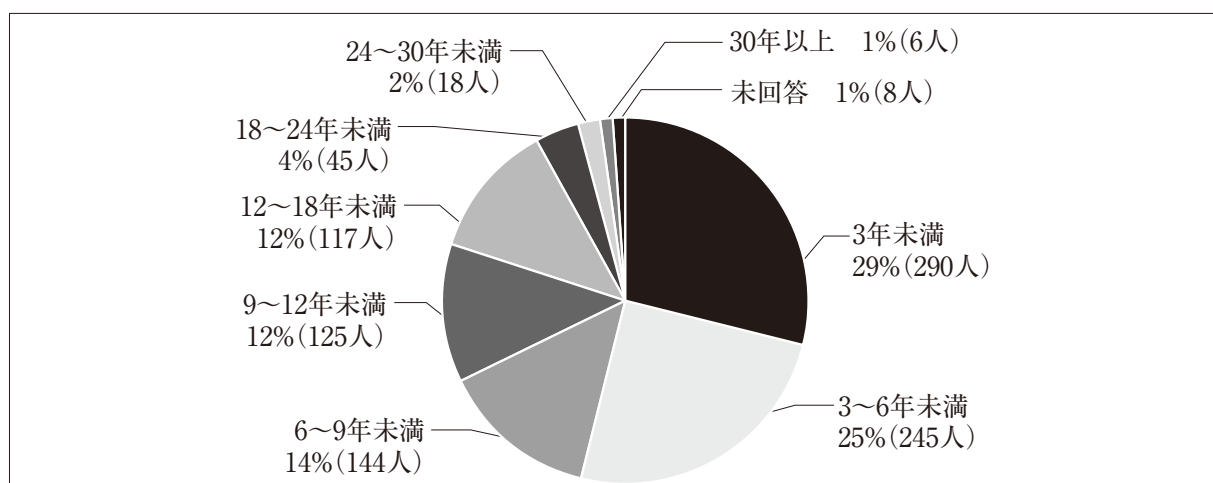
②現在の就労状況



③民生委員・主任児童委員以外の地域活動の経験（複数回答）



④現在までの在任期間



2 活動に対する意識について

- ① 現在の活動に対するやりがい度は高く、8割以上の委員がやりがいを感じている。やりがいや支えにつながることで、「活動の仲間」「地域の新たな情報や知識」「地域への貢献」「自分の成長」などが上位にあがっている。

一方で、活動上の悩みや苦労を委員の9割以上が感じており、特に「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」、「どこまで支援すべきかわからない」といったことが課題として浮かび上がった。

- ② 活動に対する地域住民の理解度については、ある程度理解されていると感じている委員が6割を超えているが、あまり理解されていないと感じている委員も3割いる。
- ③ 担当地区の世帯数は、100～200世帯未満が6割弱、200世帯を超える委員は約2割。担当世帯数が多すぎて十分な活動ができていないと回答した委員は1割に満たず、8割以上が支障がない、ちょうどいい、もしくは余裕があると回答している。なお、少数ではあるが、「担当世帯数は少ないが、要援護者が多いので、活動に余裕がない」と回答している委員もいる。

3 現在の活動について

- ① 単位民児協内の連携やコミュニケーションについては、9割以上がとれている（十分＋ある程度）と評価し、委員同士が相談しあえる雰囲気ができていると感じている。
- ② 最近の相談・支援活動の中で、「最も課題や困難を感じたケース」について、「高齢者の孤立」が最も多く、次いで「経済的困窮者・低所得世帯の課題」、「介護ストレス、介護家族の孤立」、「児童への虐待」、「精神障害者の地域生活の課題」に困難を感じながら対応している様子がうかがえる。

また、上記のケースに関わるきっかけとして、「自分自身の巡回活動や訪問活動によって発見した」、「要援護者宅の近隣の方から相談（通報）を受けた、または話を聞いた」等を合わせ7割を超えており、行政等からの依頼は2割弱程度である。

相談・支援の具体的な活動は、「定期的な訪問活動」、「近所の方への見守りの依頼」、「関係機関などへの通報」、「適切な機関の紹介や、サービスなどに関する情報の提供」が上位にあがっている。

- ③ 個人情報などの取り扱いについて、「情報開示や情報提供を求められた時に、どこまで対応してよいのか悩む」と回答した委員が約2割、「必要な情報が得にくい」と回答した委員が約2割いる。また、一方で「支障がない」と回答した委員が1.5割いる。

4 今後の活動について

- ① 自らの活動をより充実させていくために必要なこととして、「地域の町会との連携強化」、「自分自身の資質向上」、「まちぐるみ福祉活動推進員などの役割の明確化と連携強化」、「活動に対する地域住民の理解や協力」などが上位にあがっている。
- ② 自らの活動をより充実させていくために必要だと思う研修については、「行政や地域包括支援センターなどの関係機関とともに、実際の事例検討を通して、連携や役割分担を確認する」、「部会や定例会で、事例を題材に課題を見極め、支援方法や対応を検討する（事例検討）」、「災害時などの情報共有方法について、関係機関と一緒に学ぶ」が上位にあがっている。
- ③ 自らが力を入れたい活動としては、「災害時に備えての救援活動のネットワークづくり」、「高齢者や障害者、児童などに関する個別援助活動の強化」、「地域サロンなど地域活動の活性化」、「安全・安心のまちづくりに向けた取り組み」があげられている。
- ④ 具体的な個別援助活動としては、「認知症や寝たきり高齢者支援、介護家族の支援」、「孤立・孤独・自殺防止活動」、「介護予防活動」が上位にあがっている。

5 推薦について

- ① 委員を引き受けた動機は、「断りきれなかったので」が約2割と最も多いが、「地域のためにやりがいがある」、「社会貢献活動として重要」、「これまでの経験を活かせる」を合わせると3割を超えている。
- ② 推薦を受けるまで委員のほぼ半数は、「民生委員児童委員・主任児童委員活動」について名称を知っている程度であり具体的な知識を持っていない。推薦時の説明は、地区民児協の会長や先輩委員などの経験者、町会長や町会役員を通じてなされ、満足度（とても満足＋ある程度満足）は4割に満たない。
- ③ 後任の委員を選任しやすくするために行政の取り組みとして必要だと思われることについては、「町会に制度を理解してもらい、協力を得る」、「新任の委員が活動に慣れるまで前任の委員がサポートする」、「まちぐるみ福祉活動推進員を拡充する」、「日常的な活動をPRする」が上位にあげられている。

4 金沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく次期の金沢市地域福祉計画を策定するための金沢市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画に記載する内容に関する事項
- (2) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に加えることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉局福祉総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

5 金沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿

平成24年7月1日現在

	氏名	役職等	選出区分
1	青海 康男	NPO 法人いしかわ市民活動ネットワーキングセンター理事兼事務局長	NPO 関係者
2	奥村 佳代	公募委員	公募
3	乙村 董	金沢市地区社会福祉協議会会長部会会長	福祉関係者
4	上地 成佳	金沢市身体障害者団体連合会会長	福祉関係者
5	國枝 徳雄	金沢市民生委員児童委員協議会会長	福祉関係者
6	竹下 知子	公募委員	公募
7	◎武村 昇治	金沢市社会福祉協議会会長	福祉関係者
8	田邊 喜章	金沢大学学生支援課長	学生関係者
9	中 恵美	金沢市地域包括支援センター連絡会会長	福祉関係者
10	能木場由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長	地域コミュニティ関係者
11	畠 嘉伸	金沢青年会議所副理事長	企業関係者
12	正木 明	金沢市子ども会連合会会長	福祉関係者
13	○真砂 良則	北陸学院大学社会福祉学科学科長	学識経験者
14	眞鍋 知子	金沢大学人間科学系准教授	学識経験者
15	山本 建夫	金沢市町会連合会副会長	地域コミュニティ関係者

◎委員長 ○副委員長

(50音順)

委嘱期間：平成24年7月1日～平成25年3月31日

金沢市地域福祉計画 2013

平成25年 3 月発行

発行／金沢市

編集／福祉局福祉総務課

〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL. 220-2278 FAX. 220-2360

E-mail fukushi_s@city.kanazawa.lg.jp